

▼日程第1 一般質問

〔今泉藤一郎議長〕日程第1 これより前日に引き続き、一般質問を行います。2番議員 岩尾匡君。

〔2番 岩尾匡君〕皆さんおはようございます。一般質問2日目、中盤となりました、今しばらくの答弁のご対応よろしくお願いいたします。ただ今、議長より許可を頂きましたので、2番議員 岩尾匡、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。これから新たに始められること、あるいは設置される設備の管理、その他について3点ほど質問をいたします。1番目にちょっと質問要旨から急遽順序を変えさせていただきましたが、白川キャンプ場跡に設置される自己処理型の設備、それと2番目にデジタル化の推進について、3番目にリサイクルプラザで行われるSDGsに関する事業についてであります。1番目、ちょっと順序、突然、農林課長申し訳ございません。白川にいきます。新たに白川ダムに設置される循環式トイレ、自己処理型トイレであります、残念なことに今、白川キャンプ場跡という名前になっておりまして。今後、いつその「跡」の字が取れるかということに非常に関心があるところでございますけれども。画像にありますこの形式ですね。これ何度か農林課長の方とも面談をいたしましたので、私が認識していることを申し上げますが、今度、循環型自己処理施設というトイレということで。これ西海町の方に類似する設備がございまして、そこに視察に行ってみせて頂いた時のパンフレットの写真なんです、もうちょっとマンな画像はないのかと言われたんですが、ちょっと今設計中でございますのであんまり素晴らしい画像を出すわけにはいかず形式としてこういうボックス型であるということと、隣に処理する設備ですね、裏表か、両隣か、新設するこういったトイレができますこととなります。それでトイレの設置場所は未定ですが、元の場所ではないということと、特に白川、有田ダムに近うもございまして、排水のことが少々気になりまして、こういった研修をさせて頂いたところでありまして、この循環型自己処理式のトイレということで、いくつかの選択肢の比較がございまして、合併浄化槽ではいけないのかとか、あるいはほかの形式のトイレはないのかということで、合併浄化槽は非常に多くの槽を作らないといけないので最初から事業費がアップになると。ほかの形式のトイレは建設にあたりコンクリートなど建設資材を運ぶのにどちらからでも橋を通らないといけない。8トン以上の車が通れないということで、別の形式のトイレの建設が難しいということで、今回、画像にあるようなタイプのコンパクトな循環型自己処理トイレということが設置されるようになっております。このことについて私が申し上げた認識が正しいかどうかということと、この循環型自己処理型のトイレについて説明を頂きたいというふうに思います。

〔今泉藤一郎議長〕農林課長。

〔井筒農林課長〕先程言われました、仰って頂いた件について認識が誤りというのではないと考えております。ただ、今、映像で見せて頂いているものはトイレ槽と処理槽が一体になっているものでございます。今回、私たちが比較検討している分については、その中の一つには、トイレと処理槽を別棟にあるものもございますので、場合によってはとんでもなく離れるんじゃないかと、横に、もしくは後ろに処理槽が付くようなトイレになる可能性もあるということでございます。それとどういったものかということでございますけれども、先程、排水が非常に気になるというお話でございました。なので排水しない方法は先ほど言って頂きました合併処理浄化槽なりを付けて排水をしないという方法もございますけれども、なにぶん浄化槽を付けると相当事業費が上がってくるということで。なんとか排水をしないでトイレを設置できる方法がないかというところで検討したところが今回の自己処理型、いわゆるトイレで流したものをここでいうところの処理槽で、すね、処理槽に流して微生物等で分解を行った後、その水を再度トイレに流す水に使うというものです。なので、トイレからの排水というものは全くなくなるというトイレになってきます。

〔2番 岩尾匡君〕西海町に研修に行った折に処理のやり方ということで規模が少々違うことがあるかもしれませんが、例えば1トン溜まった時に業者さんが見えて回収、処理をされるということでございましたが、今回も同じ形式であるのかどうかということと、よくトイレに隣接した手洗い場辺りがどうなるのか、夜間の照明あたりがどうなるのかということもお知らせ頂きたいと思いますが。

〔今泉藤一郎議長〕農林課長。

〔井筒農林課長〕まず、1点目、処理のやり方ですね、処理のやり方につきましては、タイプにより違うんですけれども、基本浄化槽を付けている時に汚泥が一部溜まります。それと同じような形で年に1度、もしくは2度程度汚泥を抜くということが必要になってこようかと思います。それと2点目、手洗い場ですかね。手洗い場につきましても、先程言いましたとおり、やはり排水の部分がございしますので、今、土木事務所と協議はしておりますけれども、できるだけ手洗い場は付けたいんですが、排水の部分をまだ解決いたしておりません。なので、今ここで手洗い場が付くということはお答えできないところではございます。3番目、照明の件ですけれども、まず、有田ダム周辺いわゆる白川キャンプ場跡周辺につきましては、外灯が4基、4基ほどございます。今付けておりませんけれども、まずそちらについては合わせて外灯設備も工事をやりたいと思っております。トイレにつきましては、トイレ単体の方はできるだけセンサー式、いわゆる誰か入

られてつけっぱなしにならないような形のなんらかセンサー式の方で対応できないかという形で今検討をしているところでございます。

〔2番 岩尾匡君〕ありがとうございます。トイレが前、以前この橋の近くにあって非常に水が溜まりやすいということで、この場所には設置しないということですね。今おそらく管理等がある駐車場の方に移動される計画だというふうに思っているんですが、やっぱり結構トイレがなくてもキャンパーとは言いませんけど、日帰りキャンプとか結構人が来ておりましてね、なくても来るんですね、あそこはやっぱり場所がいいから。トイレ設置ということになるとやっぱりキャンプ場にまた戻ったという認識される人が非常に多いと思いますしね。遊具の撤去とかそういったものがなくてもトイレができたということで、よく町民の方、予算書なんかよく読んでおられるので、トイレもうすぐできるとやろうということではちょっといろいろ声がかかるわけですが、キャンパーの受け入れ、キャンプ場じゃないので、キャンパーの受け入れという答弁はできないと思いますが、そういったキャンプを目的にですね自発的にお越しになる人も多いかと思うんですが、周辺の整備についてですよ、例えばこういう倒木が散乱している場所ですとかね、こういう東屋、休憩所、こういったところの元キャンプ場であったところの一区画でもいいとは思いますが、やっぱり人が憩う場所にするに少し整備あたりができないかというふうな気持ちがあります。草刈とか、ちょっとした掃除は町民の方、ボランティアというか、非常に愛着がある人が草刈り機を持って行ったり、掃除をしたり、あるいは道路に倒れている木を端っこに寄せたり、そういうことはされております。なんかの時にはダム管理組合もありましょうし、自分たちの地域ということで結構私もほうきと雑巾と持って行って清掃する場合があるんですけども、例えばせっかくあるこの東屋っていうかな、小屋、休憩所ですね、老朽化あんまりしてないと思うんですけど、老朽化しているようにしか見えんし、せっかく憩いの場なんでね、ここに私一人で座ってなんかして、あんまり幸せな気分にならんわけですよ。せっかくだったら年中とは言いませんけど、こういうのはね、少し化粧というかね、整備して頂いてね、私、屋根上掃わいたりなんかしたり、ベンチを掃わいたんですけど、なかなかあんまり共有施設なんであんまり勝手なことできませんし、こういった憩いの場になりうるところをですね、町民ができないところを少し整備できませんかということをお尋ねしたかったんですが、どうでしょうかね。

〔今泉藤一郎議長〕農林課長。

〔井筒農林課長〕皆さん有志で掃除して頂いて大変ありがたいと思っております。また、今回の写真東屋でございますけれども、先程申されたとおり、劣化というのはまだしてないかなと思ってお

ります。先程倒木の写真もございました。倒木につきましても今回予算を取ったりとかしながら整備をさせて頂きたいとは考えております。また幸せでない気分になっちゃうということなんですけれども、農林課においてもできるだけ気掛けながら対応させて頂ければと考えております。

〔2番 岩尾匡君〕ぜひよろしく、町民でも自分たちの地域ですからやることはやりますけどね、これ整備ってどうしていいか分からないと思うんですけど、落ち葉ぐらい自分たちでやりますけどね、ちょっと少し老朽化や劣化じゃないにしてもね、ちょっとみすばらしいかなと思ってますので、ちょっと、もうちょっと区画を決められて結構ですから、町民ができない部分を年に何回か、少し清掃なり整備なり化粧直しなんだりして頂きたいというふうに思います。管理棟もですよ、今、資材倉庫に使っておられる。時々、町でこの整備あるいは復旧なんかされる時には道具が入っているということでしたけども、今、看板もいくつか立っておりますし、あっちが炊事場ですとか、こっちがなんですとか、キャンプ場に関する案内の看板がちょっと残っているわけですよ。ちょっとキャンプ場じゃないので、キャンプ場跡だったらやっぱりその看板も少しきれいにし直す、遊具を戻してくださいということはちょっと無理ですけども、キャンプ場じゃなくてもキャンプ、日帰りキャンプとか来てますので、もっとわかりやすくコンパクトにちょっときれいにですよ、して頂いたら幸せだなというふうな思いでございました。最後にちょっと無理な要望かもしれませんがせっかくこういったスペースがありますので、常駐の人がいないことが多いと思うんですけども、せっかくこういう自然にあふれる場所ですので、なんか家庭菜園とか、鳥獣被害がなさそうな学習の場辺りに少し活用できるスペースを作って頂くことができるかどうかですね、STEAM教育とか町長も仰っているから、町長なんか少しでもそういう学びの場にするっていう工夫はできないもんでしょうかね。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕今、議員ご提案の件ですけども、やはり竜門ダムと有田ダムという素晴らしい環境がございますのでそのどちらも活かすような施策をしたいなと思っておりますし、ちょっとSTEAMというところというと、本当に自然に触れられるこの素晴らしい環境をぜひ活用していきたいと思っておりますので、そこにどんなものを建てるかということではなくても、ここを活用した、先程言われたような清掃をするとか、そういったことをしながら活用していきたいと思っております。

〔2番 岩尾匡君〕ぜひ、ここ町民と町と議員も含めてですが、町民と一緒にそういった憩いとか学びの場にもう一步近づくように2,000万円ばかり予算を使っているわけですから、トイレいっちょ建てて、はいさようならじゃねちょっと寂しい気もしますし、ちょっと付加価値を付け

て頂きたいなというふうに思っております。我々も努力しますので、ぜひよろしくお願いいたします。では2番目、これ画像がございませんので、デジタル推進ですね。横文字が嫌われるということもありますので、電子的業務効率化という項目で質問いたします。コロナ禍で進んだ生活様式の変容とか、人口構成の変化、あるいはものすごいスピードで進んでいく、昨日もお話がありましたけれども、AIとかチャットGPTとかですよ、そういった先進的にデジタル化しているところでもなかなかAI機器の進歩についていけないということが起こっているようですが、これは非常に先進的な話でありまして、町はこれからデジタル化推進ということで、さらに一步奥に深められるというふうに思っておりますが、去る3月14日に、会期中でしたが、隣の公民館、西公民館において、お二方のアドバイザーを政策参与として迎え入れられてその授与式にも参加いたしましたし、軽くレクチャーを受けた、議員一同も受けたところでございまして、デジタル化は国策でもあるし、デジタル化の推進をする程度は自治体の変革の本気度を試されることであるというコメントをアドバイザーから頂いて、我々もちょっと緊張が走ったところでございました。それで業務改善についてここ2年間ほど、私まだ議員になる前のことも含めまして、いろいろな業務改善の議員の質問に対してあらゆるところでデジタル化がもうちょっと進めばというコメントが随分記録がございまして、ちょっと若干読み上げますが、効率化について少ない職員で大きな成果を求められるとか、やっぱりデジタル化を推進していく中、限られた職員での効率的な行政サービスを実現できるように組織横断を構築していきたいと。あるいはこれはもう既に行われておりますが、住民票、証明書あたりのコンビニ対応ですね、これが進んでいるかと思えます。あるいは自治体、閣議決定された自治体、デジタル推進により、例えば令和7年度ぐらいまでにガバメントクラウドを活用したシステムの移行を求められておると。あるいは介護福祉、住民記録等17の業務を対象にシステム移行を完了する予定である。いずれにしても業務の迅速化が期待されていると。さらに町長の弁では、デジタル化は細分化してみると。DPR業務改革による対応の見直しや、AIですね、人工知能やロボットによる自動化で何が適切であるかの検討をしたいと。こういった類のあらゆる業務改革について全てデジタル化が進めばというご答弁を頂いたところでございます。ロボットとか、AIは昨日の質問であまり現時点で町の行政に向いてないということでありましたけれども、まず、それは抜きとしまして、アドバイザーお二人を導入されたということで、まず庁舎内業務改善の効率化と住民の利便性の最優先課題、ちょっと2つに分けて一番先に取り組まれることをご答弁頂ければと思います。

〔今泉藤一郎議長〕 まちづくり課長。

〔吉永まちづくり課長〕庁舎内の、庁内のデジタル化についてのご質問だとお伺いしまして、現在、情報政策・デジタル推進室の方では、DXの推進に向けた取り組みとして、業務上で問題となっている点の洗い出しの方を行っております。これにつきましては、庁舎内で全員で使っておりますグループウェアの方を活用してアンケートを実施して今取りまとめの方を行っている状況でございます。今後は整備した問題点の解決方法の方を担当課と協議して業務プロセスの見直しやデジタル技術を活用した対策等で推し進めていく予定にしております。また、住民の利便性を図る取り組みとしてましては、多くの皆様が現在利用していらっしゃるスマートフォンを活用した、いわゆる手のひら役場の実現に向けた取り組みを行うようにしております。今年度は、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金のタイプ1、これ横展開方式となります。及びタイプX、こちらの方はマイナンバー利活用型という形になりますけど。この2つの補助金を活用した役場からの防災情報や各種手続きや案内、健康管理や見守り支援等のシステムを利用しやすくする窓口的なアプリの開発の方を行っていく予定としております。

〔2番 岩尾匡君〕ありがとうございます。デジタル田園に関する交付金ということでしたが、昨日もう一つ、「ととのうまちづくり」ということでしたかね、ちょっとそういった案内も少々頂いたと思うんですが、これについてもよかったら少々紹介頂けないでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕まちづくり課長。

〔吉永まちづくり課長〕こちらの方は先程申しましたデジタル田園都市国家構想推進交付金、このタイプXマイナンバー利活用型に該当します。こちらの方は、マイナンバーを活用した取り組みという形になりますので、町民の皆様の健康情報というよりも、健康に資するような活動のところの情報をマイナンバーを活用しまして、データ化しまして、それを健康の管理とか、健診とか、健康づくりの方に役立てているようなアプリ及びシステムの構築の方を目指すものになっております。

〔2番 岩尾匡君〕現在、庁舎内の業務改革の最優先の問題点の洗い出しと、それによって各課のプロセスの見直しということですね、事業、住民の利便性の事業としては、手のひら役場、スマホを利用した手のひら役場と、先程、「ととのうまちづくり」でご答弁頂いたマイナカードを使った健康に関するサービスということですね。それでは電子決済導入などって書いてますけど、主に電子決済導入が主力だろうと思いますが、このプランということがございましたら、あるいはそれより先にプラン的に取り組みやすいものが優先されるということでもありましたらお知らせをお願いします。

〔今泉藤一郎議長〕まちづくり課長。

〔吉永まちづくり課長〕庁舎内の業務効率化や業務をする場所を選ばない、テレワークを推進するためには電子決済の導入が必要不可欠というふうに考えております。当初予算の方に財務会計システムの電子決済を導入する方向で予算計上しておりましたが、ちょっと当町が導入しているシステムのベンダーの関係で数年先に現在使用しているシステムの大幅なバージョンアップが行われるということが決定しましたがために、1年から2年ほど延期をせざるを得ないのかなというふうに考えております。ただ、そういった形で前に進めるのを止めるわけにはいきませんので、財務会計以外の決済も含めた形で電子決済をどのようなシステムで実現するかを検討の方に今入っております。また、職員からの要望が多い部分的な手続きにつきましては、簡易的な電子決済による効率化が図れると思われまますので、この辺りにつきましてはグループウェアの機能拡張した形で簡易的な電子決済システムを構築する方で現在動いております。

〔2番 岩尾匡君〕コンビニ対応のようなものですか。簡易的というのは。場所のことでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕まちづくり課長。

〔吉永まちづくり課長〕先程の簡易的なものというのは、あくまでも職員の内部的な手続きに関するものなので町民向けというわけではございません。

〔2番 岩尾匡君〕ありがとうございます。では、計画中ということですね。最後にですね、これせっかく導入、町長の人脈を使ってお二方アドバイザーお見えになっておりますのでね、やっぱり期待もあるし、不安も不満もある、ちょっと不満もあるんですね。本気度が試されるとかいうことと言われましたのでね、議員一同も聞いておりましたが、町長にちょっと要望がございます。住民向けと、庁舎内、これは進行中ということである程度理解しましたが、我々議員も職員さんばかり進歩して我々はあんまり付いて行けんということで困るから、年に何回かデジタル研修を合同で開催して頂きたいというふうに思っております。ここ1～2年、近未来のデジタル化に対する町長の思いと、今私が申し上げた議員もね、これ付いていかんといけませんので、一緒に啓発をさせて頂きたいということを含めて一言ご答弁お願いします。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕今、議員からご質問の件でお答えいたします。政策参与にお就きになって頂いたお二人に関しまして、まずGIGAスクール構想で我々有田町としてグーグルのクロムブックというやつを導入しました。これをご縁に小出泰久氏、陳内裕樹氏というお二方に政策参与としてお願いいたしました。小出さんに関しては教育DXという分野でいうともう日本の第一人者ということ

で、非常に積極的で、現在、大阪教育大学の客員教授等もされておられます。また、陳内裕樹氏に関しては、内閣府のクールジャパンのプロデューサーもされたりといろんな多方面で活躍されておられますので、このお二人にお願いをしております。先程、まちづくり課長からもお話あったように、庁内、役場内の課題というのは洗い出しをしております、今後そういったところでアドバイスをもらいたいなと思っております。このお2人に関しましては、我々役場内だけのとはまったく思っておりません。商工会議所の研修とかいろんなことも対応して頂きますし、今、リスキリングのコンソーシアムがありまして、そこの方もでもお二人深く関わっておられますので、そういったところもやって頂きたいなと思っております。先日の一般質問でもありましたが、陶器市のアンケートとかもウェブでできるような、ウェブというかですね、グーグルのやつを使ったりしてできるようなこともありますので、そういった町民の皆さん遠慮なく言ってもらえればお二人の時間がある時はきちんとしてもらえるように有田町の政策参与ということですが、有田町のアドバイスを貰える方だと思っておりますので、ぜひご活用して頂ければと思います。有田町とか商工会とかいろんな団体向けに全然講座はやっていいよということですので、ぜひやって頂きたいなと思っております。先程、課長の方からもありましたが、デジタル田園都市国家構想交付金に関しまして、有田町としては、今、2件取っております。タイプ1、こちらが有田みらいタウン推進事業ということで、先程課長が申しました、手のひら役場ということで、2, 490万円ついております。さきほど、もう1つありました。タイプXに関しましては、マイナンバーカード取得率が達していないところが参加できないということで、こちらはヘルスデータバンク活用による、ととのう町のDX化ということで、1億1, 540万円ついております。2つ併せて有田町としましては、1億4, 030万円ほど付いておりますが、これは県内のデジタル、今回のレジデンの交付金を貰っている自治体の中では佐賀県内では1番です。佐賀県としましても合計で7, 300万円で、市で一番貰っているところが唐津市の5件で1億3, 000万円です。タイプ2で、佐賀市の方がスマートローカル佐賀シティということで、取られておりますが、こちら1億1, 900万円ということで、あと町で言いますと基山町さんが我々と同じような事業でこちらは後期高齢者をターゲットにされておりますが、我々はヘルスデータというところでしておりますが、結局は保健師さん達が皆さんの健康をどうしてDX化でキープしていくことかということで、ということです。我々としてもまさか2つも取れるとは思っておりませんが、こういったデジタルということを活用しながら、片方ではアナログでしっかりしながらやはりデジタルは使うべきものだと私は思っておりますので、そこを上手に使いこなしながら

やっていきたいと思っております。議会の皆さんから本当にデジタル勉強したいよということであればいつでもこのお二人方以外でもいろんな方がおられますと思うので、ぜひ我々と共にやはり議会も一緒にデジタル化を進めていきたいと思っております。

〔2番 岩尾匡君〕そうですか、ありがとうございます。非常に詳しいご答弁をありがとうございます。最後になります。持続可能な開発目標、SDGsといっていることの環境版、環境に関する事で今回リサイクルプラザで剪定枝粉碎の機器を購入するということになりました。これは研修に行った時のほかの地域の画像ですが、一次粉碎、二次粉碎、いくつかの工程がございますし、今度オガクズチップを剪定枝、粉碎機というのは、簡単に言うと左側の画像が破碎ですね。粉碎でなくて。それを何段階かの一次粉碎、二次粉碎、粉にしていわゆるオガクズになっているわけですね。ずっと焼却しっぱなしだったことが焼却をしなくなるということと、このオガクズを営農者の方に使えないかということでダブルの一つの資源の活用ということになっておりますが、まず、リサイクル基幹的改良工事ともう一つは破碎処理事業、これは元々別の事業だったんですけども、一体にされてね、一つの事業を分けることができない不可分の事業にされたということで、その計画の時点で随分コストダウンを多分3億ぐらいコストダウン、この時点でされたのかな。この辺工夫されてるかというふうに思います。それで1つ分けてちょっとご答弁頂きたいんですけど、住民環境課長に。基幹的改良工事です、ちょっとごめんなさいね。業者委託の場合ということで私質問しておりましたけれども、ほぼ、指定管理業者のメリットデメリットで直営のメリットデメリットをいろいろと検討の結果、現在のところ業者委託の方向で進んでいるというふうにと思いますが、業者委託の一応方向で答弁頂きたいんですが、運転管理はどのようにされるのでしょうか。搬入搬出運転管理とかございますけれども、業者委託に限って仰って結構ですので、運転管理の範囲などお知らせ願えませんでしょうか。非常に分かりにくい事業ですのでお願いします。

〔今泉藤一郎議長〕住民環境課長。

〔柴田住民環境課長〕お答えします。リサイクルプラザの基幹的改良工事につきましては、令和5年5月22日の条件付き一般競争入札によりまして、落札業者が決定いたしましたところです。今回の議会に建設工事請負契約を締結するために議案を上程させて頂いております。今回の基幹的改良等工事におきまして、建設されます剪定枝、草類の破碎処理施設の運営方法についてでございますが、廃棄物の処理施設の建設や運営事業としまして、今まで市町村が主体となって実施されてきましたが、財政の健全化や民間企業のノウハウを活かした住民目線での公共サービスや経済の

活性化を施行する流れの中で近年は民間に委託されることも多くなっております。この施設の運営につきましては、議員さん仰られましたように民間委託の方向で進めていきたいと考えております。

〔2番 岩尾匡君〕ありがとうございました。協議せんといかんです。これ随分ですね、まだまだこれから計画中ですから協議が長くかかると思うんですね。ちょっと協議のスケジュールは教えてもらっていいですか。

〔今泉藤一郎議長〕住民環境課長。

〔柴田住民環境課長〕協議のスケジュールにつきまして、お答えさせていただきます。この事業で剪定枝・草類破碎処理施設の建設を予定しており、その供用開始が令和7年の4月に稼働開始を予定しております。その前に業務の委託内容や手数料条例改正等を決める必要がございますので、遅くとも令和6年の10月末までにはすべての協議を済ませたいと考えております。以上でございます。

〔2番 岩尾匡君〕正式な運転開始が令和7年度って、これ2年後になりますし、協議があと1年、1ヶ年以上かかるということですね。試運転に行く前に多分テスト、本格運転に行く前に試運転というかテストせんといかんと思いますよね。そこまでのスケジュールは分からないと思いますが、試運転も含めて協議期間という理解でよろしいですかね。まだ、答弁よかです。試運転の時に実績データとかちょっと協議すると仰っているんであれば数値的にどうもこんな数値になりそうだということですね、ぜひ議員にもお知らせ頂きたいと思います。必ずですね。答弁いない。この類似機器に関して3箇所ほどちょっと視察に行ってみまして、そこでは剪定枝の搬入に向かない植物、土地によってはモチの木ですとか、この土地だったら桜の木とか、特性があるのか、ちょっと詳しい専門的なことわかりませんが、搬入拒否せんといかん植物があるようでございますけれども、そういったことを業者委託された場合きちとした仕様書とか告知はどういうふうにされるのか、これ町がされるのか、業者さんがされるのかですね、そういうこともちょっとお知らせ頂きたいと思いますが。

〔今泉藤一郎議長〕住民環境課長。

〔柴田住民環境課長〕お答えします。剪定枝や刈草につきましては、オガクズに粉碎しまして、家庭菜園などを含む営農者の皆様に使用して頂きたいと考えております。しかし、営農者の皆様が使用されるオガクズに向かない桜の木などのようなものがあるようでございます。今後、そういうものを営農者の方と協議を行い、現場の方の委託業者の方に分別してもらえるように業務委託仕

様書などに記載をしまいたいと思っております。周知につきましては、業務委託内容や条例改正等の搬入搬出料金などが早めに決めまして、そのことを広報等によりお知らせしたいと思っております。以上でございます。

〔2番 岩尾匡君〕相当議員も入って協議続けていかんといかんですね。これ。それでは次の質問で結局のところCO₂削減ということになってます。焼いてるまま焼かなくなるんですけど、当然少なくとも実績は上がりますね。家庭菜園も含む営農者への貢献目的ということちょっと2つあるんですが、まずですよ、大事なCO₂削減、これ基幹的改良工事の設置におけるCO₂削減とですね、破砕機、その後設置運転される、破砕機のCO₂削減とちょっと2つに分けてですよ、目標は目標ですから。全然数値が数字らしいじゃ答えになりませんからちょっと数字使って答えてください。

〔今泉藤一郎議長〕住民環境課長。

〔柴田住民環境課長〕お答えします。CO₂削減の目標についてでございます。まず、リサイクルプラザ基幹的改良工事の方につきまして、CO₂排出の削減目標を4%以上と目標としております。現在の施設では年間の消費電力量が約13万1,000キロワットアワーで、CO₂に換算しますと、排出量が約59トンであります。改良工事後は、モーター交換や照明器具をLEDに替えることによりまして、年間電気消費量が約12万3,000キロワットアワーでCO₂の排出量が約56トンまで下がると見込んでおります。これによりCO₂の排出量を4%以上削減することができると考えております。また、剪定枝、草類の破砕処理施設事業でのCO₂削減につきましてですが、現在、リサイクルプラザの方から令和4年度に排出されました草類等の焼却量が年間約200トンでございます。この焼却に伴うCO₂排出量が1キロあたり0.3775キロで計算しますと、焼却を行わずリサイクルすることで約75トンのCO₂排出を削減することができます。この75トンの削減を目標としております。以上でございます。

〔2番 岩尾匡君〕ありがとうございます。詳しくかったですね、なかなか。要するに0.377って38%ということですね。200トンに対して38%で75トンの排出ですということになるとと思いますが、トンというと、なんか立米とか、重量を連想するのでこういう何と比較してのトンか、比較対象を教えてくださいませんか。このトンではなかなか分かりにくいね。

〔今泉藤一郎議長〕住民環境課長。

〔柴田住民環境課長〕CO₂の排出削減の約75トンということにつきましてけれども、例えば何かと比較した場合でございますけれども、一人の人が呼吸で吐き出しますCO₂は年間約320キ

ログラムといわれております。そのことで換算しますと約230人分の年間のCO2排出量に相当するところでございます。以上でございます。

〔2番 岩尾匡君〕ありがとうございます。大体人に換算してとあんまり聞いたことないですね。牛とか杉の木とかね、いうことで。詳しく調査頂いておってありがとうございました。時間がございませんので、もう1項目質問があったんだ、ちょっとこれも町長に最後聞きたいな。これ何番やっているんですか。目標は聞きましたよね。CO2。住民課長、何番やっているんですか。これ。

〔今泉藤一郎議長〕住民環境課長。

〔柴田住民環境課長〕今回の改良工事等につきましては、SDGsの目標に、どう目標と関連していますかということですが。まず2つ関連していると思っております。1つが17の大きな目標のうちの目標の「9」番目のイノベーションというところの3行と、技術革新の基盤を作ろうというところと思っております。それともう一つが、目標「13」気候変動に具体的な対策をとということで、温室効果ガスの排出が原因で地球温暖化による気候変動に具体的な対策を取るためにこの事業を行っております。以上でございます。

〔2番 岩尾匡君〕ありがとうございます。ちょっと時間が少し足りませんでしたけれども、はっきり9番と13番と目標を持っておられるようなので、よく波佐見と比べられたりしますけれどもね。こういうしっかり目標持っている、目的と目標を持っている。全然、波佐見に負けとらんじやないかと思しますので、ぜひ自信をもって一緒に頑張っていきましょう。各課からのご答弁ありがとうございます。質問終わります。

〔今泉藤一郎議長〕2番議員 岩尾匡君の一般質問が終わりました。10分間休憩いたします。再開を10時55分といたします。

【休憩10：46】

【再開10：55】

〔今泉藤一郎議長〕再開します。5番議員 中島達郎君。

〔5番 中島達郎君〕おはようございます。5番議員 中島達郎、通告に従い議長の許可を得ましたので一般質問を始めたいと思います。今日は1番目に、移住定住者に備えた周辺環境整備。2番目に各基金の運用。この2つを質問したいと思います。はじめに移住定住の促進を促す身近な環境整備策について、安心安全な移住定住対策をということで質問を3点させて頂きます。はじめ

に高齢者にも優しいインクルーシブ、インクルーシブとは、包括的とか包み込むとかそういった意味合いですね。インクルーシブな公園整備を。どういったことかと言えば、普通インクルーシブな公園整備っていったら身障者の方とか、そういった方も乗れるブランコとかそういうのをイメージしますが、私はそういったのじゃなくて、ちょっと公園整備の道路整備とか、駐車場整備のところインクルーシブのことの質問をさせていただきます。今、画像出てますが、車いすですね。歴史と文化の森の公園内の遊具広場に身障者の方も車いすで移動が容易な、可能な進入路の整備。駐車場入ってすぐのところにこうって車いすもトンと乗れるように、こういう整備がしてあるから大丈夫なんですけど、途中、噴水広場ぐらまで車いすで行ってあとですね、芝生とかがあるのでなかなか遊具広場っていうか、子どもたちが遊ぶところまで車いす押していくのも大変です。そういったのも考えまして、容易可能な進入路の整備ですね。例えば遊具広場、遊具広場にいきますね、遊び場ですね。こういったところに、こういったところのですね、これ矢印やったらこの奥、外周ロードが1.25キロの外周道路がありますけど、そこから遊具広場のところまで車で行けて、ただし、身障者マークとか、車いすのマークが付いたのに限りますけど、そういったところで乗り付けてすぐこういった芝生広場に車いすとかで行けるようなスペースがあったらですね、どういったことかといったら、足腰の弱いおじいちゃんやおばあちゃんとかとお孫さんのそこでふれあいの場ができます。上峰町からどっかインクルーシブな公園整備ということで事業を始めるみたいですけど、あれは先ほど言いましたブランコとかなんとか一緒に遊んで感じですけど、焱の博、歴史と文化の森公園はなかなか行きにくいというところがあって、車いすですね。私もジョギングしたり、散歩したりして外周路を回ったりしますが、なかなかそういった車いすで入ってこられるお年寄りの方とか見たことないので、そういったちょっとした整備ですけどもできればいいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕生涯学習課長。

〔千代田生涯学習課長〕お答えします。車いすでの公園利用につきましては、現在でも車いすで公園利用をされる場合は可能とはしております。現に障害者施設等からの遠足等での来場もあっている状況にあります。園内は先程言われたとおり、周回道路を含め遊具近くまでの道路は整備しておりますので、事務所に声をかけて頂ければ芝生広場近くまでの車の乗り入れも許可をしている状況にあります。ただ、個人利用者等への周知が十分でない部分もありますので、今後は利用者への周知も充実させていきたいと考えております。なお、今年度計画しております記念堂前の駐車場整備につきましても段差を解消するなど使いやすさを重視した工事を計画しております。以

上です。

〔5番 中島達郎君〕ということは、課長あれですね、外周道路に車でパッと入り込むような駐車場はないので、そこに私がスペース作ったらいいのかなと思ったけど、外周道路に路上駐車じゃないけど止めても構わないんですね。

〔今泉藤一郎議長〕生涯学習課長。

〔千代田生涯学習課長〕その時の公園利用にもよりますけども、障害者施設等からの遠足等の場合は停めておられる場合もありますし、ちょっと事務所の方から指導をして頂きまして、トイレ前のちょっと広いスペースに車を移動させてくださいといったケースもあるようです。

〔5番 中島達郎君〕そうですね、トイレ前は、身障者用のトイレもあるし、ああいうところも有効利用っていったらおかしいですけど、使って頂いて、どんどんお年寄りの方も来て頂いたら先程言いましたようにおじいちゃん、おばあちゃんとお孫さんの触れ合いとか、そういう本当に温かい場所にもっとなればいいなと。そういうの町のホームページとかで流してもらえればそういった見た人がお年寄りも含めて移住定住してもらったらいいなとそういう考えがあって質問いたしました。ありがとうございました。続きまして、子どもたちが安心して登校できる通学路の整備をということで質問させていただきます。通学路指定の町道には中央線がない外側線だけの狭い道もあります。防犯ボランティアとしまして、私も。子ども見守り隊で平日毎朝登校中の児童を見守る際、車が危ないから白線の内側を歩きなさいと注意を促しても、特に新1年生とか、促しても、町内には白線が消えている箇所も多く車に注意して白線の内側を歩きなさいと具体的な指導ができないのが現状です。また近年の異常気象とそれに伴う豪雨災害の増加、通学路で現在冠水する箇所はあるのか、あればその対策として例えばゼブラゾーンのような模様で危険箇所の周知等をしているのか、この2点質問したいと思います。よろしくお願いします。

〔今泉藤一郎議長〕学校教育課長。

〔福山学校教育課長〕ご質問は大雨時の件でよろしかったですね。ご質問の大雨時の冠水する場所につきましては、一番考えられるのは町内ですね、一番考えられるのは外尾山のガード下の道路の冠水であろうかというふうに思います。ただ、ここは通学路になっておりません。ただ、最近の異常な大雨で他のガード下でありますとか、水はけが悪い冠水する道路の中には子どもたちが登下校する場所もあるというふうに思われますので、建設課等、関係課と情報共有を図っていきたいというふうには考えております。

〔5番 中島達郎君〕最初の質問に関してはどうなんだろう。

〔福山学校教育課長〕白線の分につきましては、この通学路につきまして、関係者による安全点検を毎年行いまして、道路管理者による計画的な道路整備対応をして頂いております。ご質問の歩行者が通る白線ですね。つきましても町内に多く見受けられるようですので、計画的に実施して頂いておりますので、引き続き、関係課、国、県、関係団体と協議を継続して対策をして頂きたいというふうに思っております。

〔5番 中島達郎君〕私、これ2年ぐらい前の質疑でも質問させて頂いたんですけど、そういった答えも受けたんですけど、なかなかならない。交通安全対策費もあるんでしょうけど、予算が少ないし難しいところもありますけど、ちいちゃな子どもさんの命がかかっていると言ったらあれなんですけど。そういったところで優先してして頂かないとこういったところでも交通安全の対策も充実を図っているよというそういったのもホームページとかでも載せて頂ければこれも移住対策にはつながるんですよね。だからその辺も考えてやって頂きたいし、以前ですね、10番議員さんが千葉県かなんかの、なんだっけ、事故で歩道に乗り上げたりとか、子どものことも質問されました。そういったのも私も本当に心に残ってて、そういった意味でも子どもに対する交通安全対策ですね、して頂ければ非常にですね、助かりますのでよろしくお願いしております。建設課長どうでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕建設課長。

〔館林建設課長〕お答えします。私どもは通学路に限らず地域の生活道路である町道に関しては交差点、急なカーブや歩行者の安全確保のためのラインの消失箇所、先程言われました箇所も当たると思います。あと、事故の危険性が高い箇所については区画線、ラインの整備を昨年度より3ヵ年、重点目標ということでかけて整備を実施をしているところです。なお、ちょっと把握できていない箇所等があるかと思しますので、これは学校教育課の方の通学路も含めて協議しながら進めてまいりたいと思います。

〔5番 中島達郎君〕そうですね。私も白線引いてあるのかなと思って子ども前言ったことなんですけど、白線の内側歩きなさいねって言って、ぴって見たら白線がないんですよね。だから子どもに嘘ついたってという猜疑心にも絡まったこともあります。だから本当子どもたちのためにもですねその辺は精一杯して頂かないという感じもありますのでよろしくお願いいたします。次の質問にいかせて頂きます。防災をですね、兼ねた憩いの場の設置をとということでご質問させて頂きます。先程2番議員さんが憩いの場ということを質問されましたけど、それとちょっと意味合いが違う憩いの場なんですけども、今から質問させて頂きます。町内の各地には普段はご近所の憩い

の場として、町内の各地区に普段はご近所の憩いの場として、お年寄りの方のくつろぎの場として、また、乳幼児を連れたお散歩中のお母さん方もちょっと休憩できるような憩いの場があったらいいなと。この画面の画像はですね、議長の出身地であります広瀬山のところに道路のちょっと脇にあります。こういうのいいなと思って写真撮ってきたんですけども、丸ベンチ式で、ちょっと腰掛けたり、この間、日曜日に通ったらバイクでツーリングしている人がゆっくらと寝そべっていて気持ちよさそうに。いろんな幅広くこういうの利用できると思います。こういったところで、こういう憩いの場みたいな、休憩場所がありましたら、例えば警戒レベル3、高齢者等避難指示が発出された場合などに、高齢者が指定避難所、最初に出るのは泉山体育館、有田町生涯学習センター、有田町婦人の家ですね、行く際の待ち合わせ場所として活用でき、こういった場所が活用できないかなと思ったんですよ。実はですね、先日ですね、地区の公民館でお年寄りの方10名ほど対象にミニ防災講座を開催しました。その際、有田町の防災マップと、あと付箋紙を使って、自分が住んでいるところに付箋紙を貼ってくださいって貼って、そこの土砂崩れとかそういうのないですかという、そういったワークショップですね。グループ学習をしまして、その際に一人の方からご質問出たし、私もそういったところもこういうのもあったらいいですねっという情報提供というか、そういうのもした後に、お年寄りの方がですね言われたんですけど、避難指示などの情報が発出された場合、お年寄りはこんな難しく言わないと思います。逃げる場合とか、避難する場合ですけど、ちょっと詳しく言います。いざ指定避難所に行くのに自分一人で行くことに決心がつかずためらわれるわけですよ。一人で行くのはどうなろうかってお年寄りの方は、これ皆さん言われました。どうしようかって迷うこともある。もしも地区内にこういう待ち合わせ場所的なところがあれば普段から顔見知りの方と一緒に避難所に行ける安心感もあるけどというご質問でした。8区の場合は、あそこに藤さん、あそこにあります。14番議員さん、あるんですけど。なんやっただけ名前、忘れた。「なんごら亭」とかあるんですけど。広いですからちょっとしたところとか、町エリア全部考えるとそういったところで、こういうところがあったらいいなと思うんです。それで自分でひとりで来るの迷うというこういう待ち合わせ場所的なところがあれば普段から顔見知りの方と一緒に避難所に行ける安心感もあるけどというお年寄りの方のご感想でした。意見がありました。これも互いに顔の見える共助、自助公助の共助ですね。共助だと思うんですが、こういう場所の設置はいかなものかと思います。どうでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔木寺総務課長〕 ご提案ありがとうございます。まず、災害が起きるかもしれないという差し迫った状況におきましては、まずは安全な指定避難所へ避難をして頂くということが優先して頂ければということがあります。ご提案の防災機能も備えたいこいの広場の設置ということにつきましては、大雨、台風の時にそういった場所が使用可能なのかという問題も当然ありますし、地震などそういった状況で活用が可能なのか。新たに設置をする場合に浸水想定区域でありますとか、土砂災害の警戒区域でありますとか、そういった場所を避けて設置をするということの検討になってくようなと思いますので、必要性を含め総合的な検討が必要かとは思っています。安全で安心な避難行動を住民の皆さんにとって頂くための環境づくりは必要と考えますので、地域におかれましてもその必要性等について、住民の皆さんの避難行動等を踏まえた上でそうした場の新設にかかる管理も含めましてですけど、必要性について検討して頂ければというふうにも思います。議員さんの方が防災ミニ講座を開催して頂いたということで、ありがとうございます。今、議員さんが仰られたように高齢者の方々が地域の人と顔見知りになってコミュニケーションを日頃から取って頂いているということが実際の避難の活動、行動をとって頂く際に大きな共助となっていくものと考えますので、ぜひ日頃からのそうしたコミュニケーションを取って頂くことも地域の方々含めお願いをしたいというふうに思います。

〔5番 中島達郎君〕 有田町には防災士40名以上いるので、その辺総務課からも働きかけてぜひこういった機会を進めて頂ければと思います。それともう一つですけど、総務課長に先ほどのご質問に対してちょっといいでしょうか。議長。時間的短時間豪雨っていうふうにひっきりなしに雨が最近異常気象で。こういった場合に、晴れていきなり来る熱帯気象というか、ああいうふうな今亜熱帯みたいに日本もなってますので、そういったところも考えられた時にいきなりダーっと来たら、いきなりダーっと来ることもあります。晴れて。そういった場合に、めちゃくちゃ最初から降っていて、避難しなきゃいけないじゃなくて、そういった心構えを持って天気予報が時間的にありますよね。6時には6時に雨が降るんだ結構っていうそういった最近正確になっているので、そういう時に6時までに避難所にこれは行った方がいいという時に、例えば5時晴れているとします。こういった時にこういった待ち合わせ場所もあったらいいのかなど。要はお年寄りとかそういった立場、避難するものの立場で大きい避難所に行きたいんですけども、その前に特にお年寄りの人なんかは日頃から顔見知りの人と誘い合ってっていう田舎特有の言葉ですけど、誘い合って行きますよね。そういった時にこういった普段は憩いの場で、有事にはこういう集合場所という感じですね。あったらいいかなということで質問させて頂きました。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔木寺総務課長〕仰られたように最近の集中豪雨というものはなかなか予想がしにくいという状況があります。線状降水帯の予測につきましては、気象庁の方も気象台の方も30分前に予測をできるようにということで今は情報提供を行われてますけども、それが完全ではないと思いますので、今議員さんが仰られたようにできるだけ事前の前もった行動が必要になってこようかと思いますので、そういった場所としまして地区の公民館でありますとか、既存の施設を含め新たな場所としてそういった一時避難所としての適切な場所等もしありましたら地区の方々含めて検討をしていく必要があろうかなとは思っています。

〔5番 中島達郎君〕これでこういう憩いの場を仮に作るとして、憩いの場みたいこういう感じに作るとして、ちょっとしたスペースが要ります。町有地だったらもしだったらご無理言ってですよ、ご無理ですが作って頂く可能性もあるかと思いますが、ほとんど町有地がなくて民有地にちょっと軒先に空き地があるとか、そういったところもあるかもわかりません。そういったところを貸してくださいって、例えば言った時にどうなのかということでご質問させていただきます。このような憩いの場として民有地を無償貸与された場合、民有地をですね。無償貸与された場合、その民有地に対する固定資産税の免除、特例措置とかの施行は可能か。

〔今泉藤一郎議長〕税務課長。

〔空閑税務課長〕お答えします。固定資産税の減免措置につきましては、有田町税条例第71条に固定資産税の減免という条文があります。その第1項第2号に公益のために直接占用する固定資産、有料で使用するものを除くと規定されております。つまり、町が指定避難場所に行く際の待ち合わせ場所が公益のために直接占用する場所として指定すればですね固定資産税の減免ができることは考えますが、ただ、待ち合わせ場所に一時的に利用するというのであれば固定資産税の減免は難しいと考えます。

〔5番 中島達郎君〕だから防災の意味で、ただ単なる待ち合わせ場所じゃなくて活用するっていうことなので、そういった免除も可能なのかなと理解はしますけどよろしいですか。

〔今泉藤一郎議長〕税務課長。

〔空閑税務課長〕一応、今言われたとおりですね、ただ、今、直接占用するという形、直接占用する固定資産という形になっておりますので、ただ、待ち合わせ、一時的な待ち合わせ場所と先ほども言いましたとおり利用するという形がなかなか固定資産税の減免というのは難しいと考えております。

〔5番 中島達郎君〕分かりました。もう一ついいですか。じゃあそういったところ対応していった普段は憩いの場、結局町民のためになる場所ですし、緊急の時にはそういった待ち合わせ場所、そういう感じですので、あくまでもただこういうのを作ってくださいじゃなくて、緊急、仮的なというか、緊急避難待ち合わせ場所ですね。正確に言えば。緊急性避難待ち合わせ場所。そういったところだったらできるのかなと思いますので、今後ご検討お願いいたします。じゃあ次いきます。大きい2番目にいきます。各基金の活用ということで、必要に応じた基金の取崩し、新たな基金の設立、財政調整基金、有田町ふるさと応援基金、土地開発基金、そして時代に即応した、次世代に即応した新たな基金をとということです。この4つを、1から4まで4項。①から④までありますけど、これをこの事項には関連性がありますから、基金という関連性がありますから、個別の問題ではなく質問ではなく、進行上、ひとくくりで質問させて頂きたいと思います。ご了解ください。この表を見て頂いたらよろしいんですけども、3月の時の議会のこのタブレットなんか、掲載されました、町の参考資料、令和5年度末の、令和6年3月末の財政調整基金ですね、この表を見ながら質問しようと思ってましたけど、ちょっと6月の定例議会の分で見ましたら金額が若干変わってますので、そっちの方に合わせて質問さしてもらってもいいですか。3月末では4, 28…、4月末で今画面の方で24億7, 886万、6万5, 126円あって、5年度見込み額がこの金額とちょっと違いまして、20億1, 958万126円になってます。この財政調整基金のですね、取り崩しにありますが、その内訳簡単にご説明して頂ければと思います。

〔今泉藤一郎議長〕財政課長。

〔鷲尾財政課長〕財政調整基金については、年度間の財政の変動に備えて積み立てている基金です。

様々な事業の経費の財源として活用することが可能であります。現状としては、財政の収支不足等を調整するために活用しているところです。令和5年度はこの表にありますように、当初予算ベースでは歳出予算に対して、歳入が約4億3, 000万円ほど不足するということで、その分を財政調整基金から充当をしております。あくまでも収支不足を調整するための基金でありますので、具体的などの事業に充てているというのを説明するまではなかなか難しいかなというふうに思います。

〔5番 中島達郎君〕ありがとうございます。それと後ふるさと応援基金も4年度末で24億2, 936万5, 145円ありましたが、6月末のタブレットの中ではこれは24億5, 047万145円になってますけど、新しいのでは、23億1, 022万145円になってます。これの簡単で、簡単で具体的じゃない。簡単にご説明お願いいたします。

〔今泉藤一郎議長〕 財政課長。

〔鷲尾財政課長〕 ふるさと応援基金は特定目的基金であります。その使い道ということでありますけど、未来を担う有田の人づくりに関する事業など、6つの寄付、目的に沿って活用をしているところですよ。財政調整基金よりは使途の範囲は狭まりますが、ある程度の事業には活用できるというふうに考えております。具体的には、令和5年度の主な充当事業と充当額ですけれども、感染症対策事業に約6,000万円、定住促進事業に約4,000万円、子どもの医療費助成事業に約3,500万円、国民スポーツ大会事業に約3,300万円、有田っ子出産子育て応援ニコッと給付金事業に約3,000万円、DX推進事業に約2,500万円などとなっております。全体としては6月補正後約4億8,000万円を各種事業に充当しているという状況でございます。

〔5番 中島達郎君〕 ありがとうございます。最終的には5年度見積額が23億1,022万145円になるということですね。そこでちょっと変えます。ふるさと応援基金の残高なんですけどもこれ令和3年度なんですけども、その前にばって書いてますけど、人口と4月1日調査分です。人口と自主財源比率、ちょっと比較しますと、自主財源比率というのは簡単にご説明します、知ってらっしゃいますでしょうけど、自主財源は町税、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税ほか、財産収入、寄付金等があります。ついでに依存財源は地方交付税、国庫支出金（補助金）、地方譲与税、地方債等がありますが、有田町の自主財源比率は39.8%、そして白石町36.1%、基山町57.8%、吉野ケ里52.5%、これ佐賀新聞社さんの方から出典した分なんですけど、大きいところで隣町、市がありますから伊万里市が45%、ここですよ、この自主財源比率を見ると財政調整基金はですね、やっぱり自主財源比率が少ないのでそこそに残しておかないと困ると思いました。財政調整基金、普通預金みたいな感覚ですが、銀行感覚でいけば、だからいつでも引き出せるんですけど。やっぱり万が一になった時、やっぱりそこそくないと困るので、これぐらいは必要かなとは思いますので、これはちょっと置いておいて、ふるさと応援基金いきます。ふるさと応援基金。有田町22億。白石町10億。基山町10億。吉野ケ里町14億ありますね。伊万里は22億ありますけど。ふるさと応援基金が吉野ケ里、違った、有田町が結構この3市町に比べて多いんですよ。そういった場合では、そういった場合、いろんな基金に取り崩して準備できないかと思うんです。そこでもう一つちょっと説明させていただきます。自主財源比率の比較ということで、有田町とバーサス明石市。明石市は3期務められた有名な市長さんがいらっしゃいました。この方ですね。在任中に100以上の施策、新しい施策をされまして、いろんな子育て支援、人口も10年以上増加したという町（市）です。よく考えるとですね。

有田町と比較した場合に、よく考えると、要するに町税をとってみると、これは町税、要するに自主財源ですよ。依存財源でもないし、恒久的財源にもつながります。これが比率がですね、有田町12.9%、明石市33%、33.6%、約っていったら2.8倍か9倍。3倍近いんですよ。ということは、自由に使えるお金が一杯あるんですよ。だからそういった意味でも明石市とは一概に比較はできないんですよ。だから、有田町は有田町なりにやりくりしないといけないと。そういった時に、ここに、ふるさと応援基金結構そのまま使って。財政調整基金に関しては、取っとなきやいけないし、吉野ケ里町は今、卑弥呼が発掘できるかどうかということで、今から町のプロモーション活動にもこういうのをどんどん使うのかなと思って勝手に思い込んでしまってますけど、これぐらいの財政調整基金があります。ふるさと応援基金についてはちょっと多いので、他の3町に比べて。これを、これを、先程説明しましたように本当明石市と比べてあれなんですけど、これをそこでふるさと応援基金が今ほかの3市町に比べても潤沢ですよ。潤沢な今こそ今後一番重要と思われる人口維持増大の対策として、要するに移住定住対策も定住対策、子育て支援も含めた例えば特定対策として、例えば特定目的基金としての定住移住促進基金の積立とか、また今後経済的にも大変な時が来ると思います。今までは国庫支出金に来てたのである程度カバーできたんですけど、昔、真水とか言ってましたけど、ちょっと意味合い違いますけど、本当真水みたいな感じが町で作ってもらって、そこから拠出してもらうような感じの基金ですね。だから、緊急経済対策基金、毎年増加する豪雨災害等に備えたちょっとした防災安全対策基金と、緊防災とかそういうのありますけど、他にそういった防災安全対策基金等の設立をするとですね、あらゆる施策を実行する際の町長の英気と勇気ある決断の手助けとなってますよ、要するに選択肢が増えますからこの基金を使おう、今度私は、僕はこれを使うんだってですね、そうやって前に引っ張って行って頂くような、本当リーダーシップがある町長、私は望みますので、今も十分ありますけど、もっともっと若いんだから頑張ってもらいたいので、そういったところで町長がチョイスできる、自由にチョイスできる経済的にもそういうところにも基金があればその素早い対応で町民の毎日の活気ある生活の助けになりはしないだろうかと思うんですけどもいかがでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕財政課長。

〔鷲尾財政課長〕今、タブレットの方で各市町との比較がなされております。それでふるさと応援基金の額を各市町と比較する一覧というのはちょっと町の方では持ち合わせておりませんので、各それぞれの市町ごとに確認していく必要があるんですけども、私どもの方で確認できる資料とし

て、各市町のふるさと応援基金を含めた全体の基金額ですね、各市町と比較する資料を持ち合わせております。それによると、財政調整基金と減災基金、ふるさと応援基金を含めたその他の特定目的基金の合計になりますけども、それを見ると県内の10町ですね、10町の平均が約83億に対して、有田町は約75億となっております。20市町で比較すると、佐賀県全体では、平均はですね、約96億という数字になっております。そういうことを見ると、有田町としては、県内では町の中では真ん中よりちょっと下ぐらいかなという感じになっております。そういうことも含めてですね、ご質問の新たな時代に即応した基金の設置ということですけども、現状においては財政調整基金であるとか、ふるさと応援基金を活用しながら様々な事業に対応できるのではないかというふうに考えておりますので、今のところ新たな特定目的基金の設置については現在のところでは考えていないという状況でございます。

〔5番 中島達郎君〕教育施設設備金なんかも、私たち総務常任委員会でも学校のこととか考えるんだったら積み立てとか、それこそ、ふるさと応援基金とか利用してされたらどうでしょうかって去年10月ぐらいから8月ぐらいから委員会で、なんか、9月とかでちょこちょこ言ったりしてました。そしたら3億だったのが2億積み立てて5億4,694万5,000円、いざという時に基金になってますよね。こういった形でいろんな意味の基金を増やしてあげて町長の何回も言いますが、選択するチョイスを広げていってもっと政策的にですね、前に、それこそタウンプロモーションじゃなくて、松尾プロモーションで動いてもらいたいと思うんですけど、町長いかがでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕今、議員ご提案の件でございますが、ふるさと応援基金の方で、ふるさとお任せ応援という枠がございますので、そちらを活用しながら私の施策的なことは反映はできていると思います。仰るとおり、財政調整基金はどんな災害があるか分かんないので、やはりこれぐらいは持っておきたいと思います。ふるさと応援基金に関しましても他市町さんに比べたらあるかもしれませんけど、私もちょっといざ勝負という時をいろいろ今模索しておりますので、その時は議会の皆様にお諮りしながら活用させて頂ければと思っております。応援頂いてありがとうございます。

〔5番 中島達郎君〕具体的にね、そういった基金の名前があれば寄付した人でも有田は私が寄付した基金、こういうのも設立しているんだって、いつかは役に立つねっていうこともありますので、やっぱり納税された方のことも考えるとこういった基金、そして町長の判断力の手伝いになればと思って提案させて頂いてますので是非執行部とも検討して今後ともこういうことを考えて頂き

たいと思います。最後の質問にいきます。ここの矢印の土地開発基金、土地開発基金は、４年度末が５，９０８万７，２３８円、これは全く動いてません。５，８０８万７，２３８円、この基金の意味合い簡単にちょっと説明して頂いていいですか。

〔今泉藤一郎議長〕財政課長。

〔鷲尾財政課長〕土地開発基金ですけれども、こちらは定額運用基金という中の一つであります。その定額運用基金というのは、特定の目的のために定額の資金を運用するために設置された基金です。その中の土地開発基金というのは、道路とか河川、学校などの公共事業等に利用する予定の、将来的に予定の土地を事業の着手に先立って今しかちょっと買う時がないとか、購入する時がないとか、そういう先の事業の着手に先立ってですね、先行して、取得するための基金というふうになっております。

〔５番 中島達郎君〕ありがとうございます。定額運用基金ということで、取り崩し額に応じてまた積み立てる基金であります。土地開発基金という名前が付いてますので、例えば内山地区の場合なんか考えても住人が既にはいない空き家の取り壊し費用には町の助成制度もありますが、それだけでは追いつかない。取り崩すのに２００万ぐらいする家屋もあれば１００万は難しいかな、２００万ぐらいで済む家屋もあれば、５００万以上かかるところもある。そしたら町の費用だけでは追いつかないし、どうしようかっていう時ですね、この土地開発基金ですね。これは積み立てて使ったら戻さなければいけないという定額運用基金でもありますので、取り壊される時に町の助成制度も利用してそれでも足りない場合はそれに加えて土地開発基金を取り壊し費用の全額または一部について町が一時貸付ける運用制度はできるのか、できないのか、その辺検討できるのか。

〔今泉藤一郎議長〕財政課長。

〔鷲尾財政課長〕土地開発基金については、先程ご説明したように公共事業等に利用する土地を事業の着手に先立って先行して取得するための基金であります。そういうことでかなり活用するのはかなり限定的な場合かなというふうに考えております。そのためですね、ご提案の空き家の取り壊し費用の一部を貸し付けるという運用については、この土地開発基金の性格上、現状ではできないということになろうかと思います。

〔５番 中島達郎君〕現状ではできないということでしたら、土地開発基金という名前が付いているんです。その条例を改定して、そして使うこともできるかと思うんですけども、その辺は、この土地開発基金はどういったところから入ってきた、国庫支出金かなんかですか。こういう目

的で、目的以外に使えないのかなと思ひまして。そういった質問です。

〔今泉藤一郎議長〕 財政課長。

〔鷲尾財政課長〕 現状ではですね、この土地開発基金については、土地を取得するための基金ということになっておりますので、かなり限定的に制約をされている基金ですので、その一部を貸付けるというのはなかなかできないと思います。他の方法を現状では考えるほかないかなというふうには思っております。

〔5 番 中島達郎君〕 そしたら、例えば過疎債と同時にふるさと応援基金使ってこういった建物のことに対する貸付金ですよね。これ特定定額運用基金でいいですので、そういった感じで必ず戻ってくるようにする基金で、そこから取り壊しとか、そういった費用に対応できればいいかなって今、思いましたけども、そういった検討とか、今後ご検討とかはどうでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 財政課長。

〔鷲尾財政課長〕 現在取り壊しの一部については町の補助金があるということで、その補助金のあり方というかですね、その辺も含めて広く検討する必要があるのかなというふうには思っております。

〔5 番 中島達郎君〕 ありがとうございます。町長一言どうでしょう。

〔今泉藤一郎議長〕 町長。

〔松尾町長〕 今、課長が申したとおりのが現状だとは思いますが、この基金を要項改定というとかは厳しいので、ちょっと使い勝手のいいやつを考えるとかなそういったことは必要かなと思います。

〔5 番 中島達郎君〕 そうですね、今仰ったように使い勝手のいい新たな基金とか作ってですね、そういったふうにして過疎債も含めて促進していければ、全町ですね、家屋なんか促進していければもっと活用できて、空き地ができたなら移住定住で住まれる方もいらっしゃるかわかんないので、そういったところでもそういった基金を作って活用して頂くことを強く望みます。以上、私の一般質問を終わらせて頂きます。ありがとうございます。

〔今泉藤一郎議長〕 5 番議員 中島達郎君の一般質問が終わりました。昼食のため休憩いたします。再開は 13 時といたします。

【休憩 11 : 38】

【再開 13 : 00】

〔今泉藤一郎議長〕 再開します。昼食前に引き続き一般質問を行います。12 番議員 池田榮次君。

〔12番 池田榮次君〕ただ今、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。ありがたいことに早く終わんさいよということで、ご助言頂きましたので、オーバーしないように努めて簡潔にやっていきますので、皆様方のご協力をぜひお願い申し上げておきたいと思います。なお、また、しょっぱなから後期高齢者の医療保険料、まだ出とらんか。間もなく出てくるとは思いますけれども。後期高齢者の医療保険料についてお尋ねをいたします。執行部でも、特に執行部の方、特にお若いし、あるいは議員の皆さんもお若い方が多ございますので、あんまり面白くもないかも分かりません。眠りたい方はどうぞ遠慮なくお眠り頂きたいと。ただ、いずれ皆さんもじいちゃん、ばあちゃんになるわけですから、ぜひ聞く方は真剣に今後どういふようになるのか、特に今回、私に取り上げておりますのは、国が子育て支援の財源確保を目的に2024年、あるいは2025年度に分けて今の後期高齢者の医療保険料の上限を80万円に。じゃあ今はどうか。今はどうかというと、ここに書いてあります。66万が今上限ですね。今の上限は66万。それから26年から2026年から国民一人当たり医療費を毎月500円ずつ、500円じゃない、5,000円でしたね。毎月5,000円ずつ上乗せする等の案まで出てですね、今国会での結論が年末にずれ込みそうな気配になっております。おそらくそうなるのでしょう。そういうことから当初の事前通告しておりました項目と若干小さい項目を変えさせていただきます、内容変更をしてお尋ねをしたいと思います。まず、現在の後期高齢者の医療保険料の上限、先程ちょっと私申し上げてしまったんですが、担当部署からご説明を頂きたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕税務課長。

〔空閑税務課長〕上限額がいくらかということなんですけど、その前に後期高齢医療保険料のまず計算、保険料の金額の計算方法とか、そういったものを述べさせていただきます。資料のですよ2段目ですね、ここに保険料の金額の計算式を載せております。まず、被保険者が均等に負担する均等割額と被保険者の所得に応じて負担する所得割額の合計額が1年間の保険料の金額となります。なお、この保険料の金額につきましては、佐賀県の後期高齢者医療広域連合において決定されて県内一律の保険料となります。また、この保険料の金額は2年毎に見直されております。それで次回の保険料の改定は令和6年度ということになっております。それではちょっと表に基づいて上限額の説明をしたいと思います。年金収入、上限額の年金収入の一番右の方が上限額を記載しておりますので、そちらをご覧ください。これはあくまでも単身世帯で年金収入が約821万円ということですので、まず所得割額ですね、上から4行目、これが60万5,900円。それと、ここに均等割額になりますけど、ここは、軽減がかかりません。それでそのまま5

万4, 100円ですね。その合計金額が66万円となります。この66万円が後期高齢者医療保険料の上限額、つまり賦課限度額になります。以上です。

〔12番 池田榮次君〕ただ今、説明を受けましたとおり、医療保険料の上限は全国一律で66万円。しかしこの表を私は見てからですね、皆さんもお分かりだと思いますけれども、高額所得者の医療費がものすごく圧縮されていると。例えば、821万8,712円で66万円。これで頭打ちなんですね。66万円。これ以上のいくら所得があっても66万円。そこだけ一つ頭の中において頂きたいと思います。公的年金の上限はですね、大体360万ちょっと端数がついてますが、360万程で決まっております。したがって、現実には821万円というこの数字は公的年金ではありえない。ただ、準公的と言ってもいいのかな、厚生年金基金とか、あるいは国民年金基金とか、あるいは企業年金、それからいろんな保険会社の個人年金、なんやかんやいろいろ年金もあると思いますから。単身で821万、公的年金ということはまずありえない。先程申し上げたように360万ですね。したがって、現実には821万の年金は有り得ないと一応頭の中置いて頂きたいと思いますが。後期高齢者医療保険料の上限が66万円ならですね、この66万円は有り得ないと言いつつもですね、上限が66万円となるためには仮に年金であればいくら貰った時に66万なのかということ逆算したような形の数字になっておりますので、その点をご理解頂きたいと思います。それから先程ちょっと申し上げましたが、年金とか他の収入を合算して821万超して数千万円、億の単位の収入の方もいらっしゃると思いますが、そういう方も66万円で済むわけですね。ですから高額所得になればなるほど圧縮がものすごく大きいというご理解も頂いていいと思います。ところで合わせて聞きますが、年金の区分、年金の区分はいくつか、78万円からいくつかのランクがありますが、このランクとかあるいは中の金額というのは、佐賀県独自のものか、あるいは全国統一のものか、ご説明頂けますか。

〔今泉藤一郎議長〕税務課長。

〔空閑税務課長〕お答えします。この表の先程、保険料の金額と計算方法ということで説明しました、上からの2行目の均等割額と所得割額のここの10.2%という率、この分につきましては佐賀県独自のものになります。

〔12番 池田榮次君〕わかりました。ところで本来はですね、ここで設問にしております、設問の(2)に移るべきでありますけれども、設問(3)が今までお尋ねいたしました後期高齢者医療保険料と関連いたしますので、順番を変えてお尋ねすることを許可を議長に求めておきたいと思っております。ありがとうございました。それでは、順番を変えてですね、年金を受給しない、年金を

受給せずに高額所得の後期高齢者医療保険料も変わるのか、ちょっと分かりにくいかも分かりません。年金を貰わんで、高額所得、例えば、給与で、後期高齢者ですよ、後期高齢者で、給与で例えば7～800万、1,000万、役員報酬だどうのこうのといろんなものをお貰いになっている方もあるかと思います。そういう年金、そういう方は年金は該当しませんからね、年金を受給しない高額所得の後期高齢者医療保険料も変わるのかをご説明頂けますか。

〔今泉藤一郎議長〕 税務課長。

〔空閑税務課長〕 お答えします。今、言われました年金の所得がないという方たちですけど、年金が、年金所得がですね、0ということであっても、ほかに所得があると、今言われた給与とか、他の収入ですね、所得ですね、そういうのがあれば均等割額や所得に応じて負担する所得割額が発生してきます。このため、所得が高い人ほど所得割額の金額が高くなり負担して頂く保険料も高くなっていきます。ただし、先程上限額の話をしましたけど、その上限額が設定されているため、66万円という形になります。

〔12番 池田榮次君〕 町長に今からお尋ねとお願いも申し上げますが、国会議員とか、県議会議員、市議会議員等々は、等々という表現はマズイかわかりません。そういう方々は、年金を貰わなくても高額報酬をお貰いになっている。そういう後期高齢者の方もいる。例えば、国会議員の二階さんなんかは83歳か4歳ぐらいですか、そういう方なんかは、まず年金には、いわゆる公的年金ですよ、公的年金には該当しないわけですね。そういう方いっぱいいらっしゃる。大企業の役員なんかは年金はお貰いになっていないはずなんですね。先程から申し上げますように、そういう数千万円あるいは資本家の高齢役員なんかでも数千万円、あるいは億単位の収入の方もいるかと思います。そういう方でさえ、最高は66万円の医療保険料でいいんですね。だから私が冒頭から申し上げているように高額所得者ほど医療保険料が圧縮されているというのはそこであるんです。これはもう億単位とか数千万、4～5千万円とか、3～4千万も町内もいらっしゃると思いますよ。そういう方でも私たちみたいなようやくの人間でも一緒なんですよ。66万円。それでは私も納得しがたいなと思っております。せっかく町長もですね、県広域連合の会議にご出席頂くわけですから、そのような場で不公平な点は遠慮なくご指摘して頂いて、厚生労働省に是正を求めるよう議会に勧告して頂くぐらいご熱意を示して頂きたい。年金のランクあるいは適用金額も県ごとに異なります。佐賀県の保険料結構高いです。町長のご所見を伺いたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕 町長。

〔松尾町長〕 今、議員ご指摘の件ですけれども、この件に関しましては、担当者の方も会議の場でいろいろ言っております。私も改めて声を大にして言ったことはございませんので、今度の会議の時にこういった声があるということはしっかりとお伝えするつもりです。

〔12番 池田榮次君〕 是非お願いを申し上げます。私が、たまには、この後期高齢者の会議に代りに出てやろうかなと思うぐらいありますけどもね、ぜひこういう不公平をなくせるように早く声を大にして議長も一緒です。議員さんですからね。ぜひそういうことも目を光らせて頂きたいと思います。それから次に、現役並み所得者の、現役並み所得者、大方、議員さんも現役並み、職員さんももちろんですけどもね、ただ年金をお貰いになってないから年金を貰っておりながら現役並み所得者の非課税の配偶者が3割の窓口負担を求められる。医療費になると3割負担求められるわけですね。それはなぜなのか。非課税、いわゆる住民税が非課税の方、特に、主婦の専業の人なんか、私たちの年代の頃は、主人が働いて、奥さんは家におるといような方が多かった。今は共稼ぎが多いでしょうが。ちょっと時代が変わっておりますので。その辺りは少し違うのか分かりませんが、その辺について説明をして頂けますか。

〔今泉藤一郎議長〕 健康福祉課長。

〔川崎健康福祉課長〕 お答えいたします。後期高齢者医療制度におきまして、保険医療機関等で療養の給付を受ける被保険者が支払う一部負担割合は1割、2割、3割に区分をされております。このうち現役並みの所得を有する人に係る一部負担金の割合は3割となります。現役並み所得者は同一世帯に属する被保険者のいずれかの所得の額が基準課税所得額145万円以上の場合に該当すると定められております。このため、同一世帯内で本人が非課税でも配偶者の基準課税所得額が145万円以上であれば現役並み所得者となり、一部負担金の割合は3割となります。一部負担金の割合を世帯で判定することについて、国、厚生労働省は、高齢者の患者負担については一般に加齢に伴い、所得が低く医療費が特に高くなることからこれを十分に考慮する必要がある。その一方、世帯間の負担の公平といった観点も踏まえる必要があることから75歳以上は1割負担としながら、生計維持の単位である世帯としての負担能力に着目して現役並み所得者のいる世帯の被保険者は3割負担としているとの見解が示されております。以上です。

〔12番 池田榮次君〕 本当に3割負担はきついんですよね。私は病院に行く度、3割負担、隣のばあちゃんたちは100円玉をお出しになっているのに、こっちは1万円出して釣りをもらうような形でですね、とにかく大きな差があります。次には医療保険料が妥当か、後期高齢者の医療保険制度が妥当かどうかを町長にお尋ねしましょう。町長がすぐお答え頂くわけにはいかないかも分

かりません。これは国の制度ですから。ただ、おかしいと思えば一つ遠慮なくですね、先ほどから申し上げるようにご提言は頂きたい。以前は、大方の方もご承知だと思いますけれども、保健証1枚で家族全員が受診できたんですね。例えば家族の中で大学なんか行くと、大学生に保険証のコピーを分けてやったりですね、私もしましたけれども、そういうことで保険証1枚で家族全員が受診できました。今はそれぞれが保険証を保有し、保険料も個人単位なんですね。後期高齢者医療制度と現役並み所得制度が導入されて以来ですね、配偶者の年金が少額でも窓口では3割負担なんです。私の家内も非課税、住民税非課税なんですけれども、3割負担なんです。いつもしょっちゅうやまかし言われます。あんたのせいで私まで3割負担させられるというようなことですね、本当ですよ。特に、役場の職員さん達は今後そういう目にお遭いになると思いますが、東京の中野区では被保険者が2人以上の世帯で収入合算額が520万円未満ならば1割負担だというネットに出ております。これは2割負担が新たに制度導入されて、2割負担の制度導入されてから3年ぐらいになるかな。3年か4年か。とにかくほんのこの頃できたばかりですからでありましょうけれどもね、私が不満をいつも申し上げているのは、高額所得者には目をつむり、現役並み所得者の配偶者にまで引きずり込んだ医療、今の制度というものを町長は妥当と思われるかどうか、一つご判断を頂ければありがたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕今、議員ご指摘の件でございますが、47都道府県後期高齢者医療広域連合で組織しております。全国後期高齢者医療広域連合協議会において、国に対しまして一部負担金の判定基準を世帯単位でなく個人単位とするよう幾度となく要望をしております。また本日、たまたまでありますけど、6月7日付で、同様の要望書を提出すると伺っております。先程来、議員がご指摘のとおり、今後も我々も県の後期高齢連合や他の市長さんとか、町長さんとも意見交換をしながら要望すべきところはしっかりと要望していきたいと思います。

〔12番 池田榮次君〕ぜひそういうご活躍をお願いします。何回も申し上げるようになりますね、家内の保険料も別々、家内のことばかり言うちゃいかんですね。皆さんの奥さんも、全然、保険料、個々に別々に取っているんですよ。それなのに、窓口負担だけ3割に統一してしまう、おかしい制度だと思いますよ。それでは、次の空き家と定住支援策につきましてお尋ねをいたしますが、多くの方々が、多くの議員さんからも空き家対策についてご質問の予定、あるいはもうお済になった方もいらっしゃると思いますが、お尋ねがあっておりますので、簡潔に申し上げます。土地付き空き家を、土地が付いた空き家を町が譲り受けて、改修して分譲する制度の制定は可能かどうかお

尋ねします。

〔今泉藤一郎議長〕まちづくり課長。

〔吉永まちづくり課長〕町が土地付き家屋の方を町が譲り受けて改修して分譲するという形の制度のお尋ねと思いますが、制度を作るのは可能だとは判断しますが、町で譲り受ける空き家についての条件設定等が非常に難しいというふうに考えております。また、整備した空き家を売却できれば有効活用につながりますが、売却できずに町有物件として所有し続けるとなれば当該土地家屋の固定資産税等の課税ができなくなるほか、維持管理に要する経費や物件購入費に要した経費などを回収できなくなります。以上のような理由により、制度設計が難しく、町が実施するよりは民間業者や購入者への支援の方が現実的と考えております。現在、有田町は空き家の流通を促進する事業として空き物件インフォメーションとして、ホームページで情報発信をしており、登録者や空き家物件の購入者の支援としております。空き家の活用につきましては、町の課題でもありますので、制度の拡充を検討しながら今後も不動産業者様とも連携して空き物件インフォメーションの登録を推進し、より多くの空き家の活用につなげるよう努めてまいります。

〔12番 池田榮次君〕空き家、いわゆるその家にお住みに誰もなっていない。どうせ取り壊すんだと。そういう家をいろいろ、いろんな形、形態はありましようけれども、住める状態まで町が改修をして、そしてこれを買いたましようという方が出た段階で町が買い取って、それを希望の、ご希望の方に売るという制度設定もできるんじゃないですか。

〔今泉藤一郎議長〕まちづくり課長。

〔吉永まちづくり課長〕制度上はできるかと思えます。ただ、基本的にはそれは民間の不動産屋さんがされるのが本筋だと考えておりますので、できれば町は逆にそういった形の後方の支援という形の方がよろしいかと思っております。

〔12番 池田榮次君〕私があえて申し上げたのは、そういうふうにして、町がバックアップをもう本当に積極的にやることによって、そういう施策を進めないと、今とにかくお客が来て、お客が来るのを待つだけのような商売ではですねなかなか空き家は解消しないと思うんです。まだ、まだほんなこの頃亡くならしたばかりやけん家はきれいかばってんにや、ところが跡継ぎの人がおらん、誰もおらん、息子、娘たちも戻ってこんなような家はいくらでもあるんですよ。私の近辺もそういう方あります。それをなんとかしてほしいな。そうしないと、これ、このままやったら私たちの近くでもそういう崩れてしまうのを待たにやいかん。日に日に見とかにやいかんわけですね。だからそういう町がもう少しとにかく委託するのも結構でしょうが、それを促進する意味で

町が可能な限り改修費用は出し、売れる状態にまでして、そして宅建業者の方なりが中に入って頂いて売ることになるかも分かりませんが、そういう両方合いまった形での推進を一つ考えて頂きたいんですがどうですか。

〔今泉藤一郎議長〕まちづくり課長。

〔吉永まちづくり課長〕先程も申しましたとおり、町がこういった形で譲り受けるのかといったところでいろいろ諸問題等がありますので、その辺りのことを精査しながら取り掛かっていくという形になりますので、なかなか難しいというふうに判断しております。

〔12番 池田榮次君〕なかなか難しいことを考えるのが皆さんのお役目だと思います。ぜひ確かに空き家もいろんな空き家がありますから、一概に簡単にこの場で返事はしにくいかも知れません。けれども、何とか空き家を解消、この空き家解消というのも、他の議員も先ほど申し上げたように発言、お尋ねの予定もありましょうし、過去もずっとこの空き家対策の話が出ております。ぜひもっと積極的に町は前に出て空き家解消に努めて頂きたい。それから次にお尋ねをしたいのは、空き家を解体すると固定資産税が上がる、このことは、まだ新聞でもこの頃よく出ております。4倍に上がるとか、6倍に上がるとかというようなことで書いてありますね。だから、ああ、こういう延長策がその町にはないんだなということで、私は見てはおりますけれども、私は逆に今度は家が建っておった状態の、いわゆる軽減策ですね、家が建っておった状態での軽減策を10年間ぐらいにしてもらえないか。結局、町は老朽空き家の状況にかかります、固定資産税の減免措置を令和3年度から適用されております。令和2年度に制度を設定して令和3年度から適用して頂いておりますけれども、相続とかあるいは経済面なんてもあるんでしょうけれどもなかなか今も出ているように進んでおりません。じゃあどうすればいいのかということ。限度がありましょう。何回も言うようにいろんな形態の空き家もあるだろうし、どこまで補助すればいいのかとか、いろいろありましょうけれども。まずは人が住める状態にまでは町が応援できる基準を作って、町が一つそういう家を自ら前面に出て売り込むぐらいの気迫を持ってもらわないと本当に限界集落どころか、町が消えてしまう可能性があります。住民がいない町なんて何もなくなってしまふわけですからね。もう少しその辺りのことを5年間で10年ぐらいに延ばしてでも、延ばしというのは、家はもうその時点で無くなって、家が無くなれば今まで6分の1、200平米以下ぐらいですか。一つの課税方式を決められておりますが、その軽減された固定資産税のまま今5年間にはしましうとしてあるけれども、どうもうまく周知徹底されてないような気がしてなりません。もっともっと町民、先ほど申し上げるように、よその町にはまずそういう制度もあ

るのかないのかよくわからないけれども、新聞にまで載るぐらいですからね、まだ、町民も逆に4年なら4倍になるのか、6倍になるのか、逆にまた今度は別の知恵が入ってしまっている可能性がありますから、もっともっと町は積極的に軽減の措置を、従前措置を宣伝して頂きたい。そして10年ぐらいに延ばすそういうご努力はいかがですか。

〔今泉藤一郎議長〕 税務課長。

〔空閑税務課長〕 お答えします。議員さんが言われている制度につきましては、有田町老朽空き家の除去後の土地にかかる固定資産税の減免措置要項になります。これにつきましては、老朽空き家の除去を推進し、町民の安心安全の確保、生活環境の保全、跡地利用の促進を図るための一つの方策として制定いたしました。それで、この減免措置が適用期間が5年となっています。その5年をさらなる延長で10年ということなんですけど、この要項を制定するにあたり、他の市町を参考にしながら、その中で固定資産税の減免期間については5年間で十分ということで制定いたしました。このため今言われました、10年間という減免期間なんですけど、そのさらなる延長につきましては、その延長が必要かどうか、今後、関係課と協議していきたいと思います。

〔12番 池田榮次君〕 今、関係課との協議は当然必要ですが、よその町の状況を参考にしながら、よその町の参考にする必要ありませんよ。有田町は有田町なりにいかにして空き家を解消するかなとなると、よその市町の参考なんてもう必要ありません。ぜひ皆さんが英知を働かせて町独自でなんとか空き家を改修するご努力を頂きたいなとあえて申し上げますがいかがですか。

〔今泉藤一郎議長〕 町長。

〔松尾町長〕 議員ご指摘の空き家の件でございますが、議員は今、よその市町を参考にする必要はないと仰られましたが、県内では今、うちだけの今制度でございます。今、他市町から有田町のこの制度をちょっと勉強したいということで問い合わせもあっておりますので、我々もちっちゃな市町でございますので、やはり先進地の事例をしながら、そうすることによってどういった問題点があるか、課題があるかというところを一つずつクリアしながら議員が今仰られるように5年を10年に延ばすことによる手立てができるかなと思っておりますので、議員ご指摘の件はよくわかっておりますので、その辺10年にできるかどうかというのは、本当に庁内でしっかり協議していきたいと思います。

〔12番 池田榮次君〕 もう何年前になりますかね、田代町長時代に実はこのことを初めて私申し上げたんです。なんとか空き家を解体して、6倍に、固定資産税を6倍になるのを防ぐために従前措置の制度を導入できないかと、その時はちょうど、その時は全国で新潟県だったと思いますが、

1自治体だけありました。今、松尾町長がご答弁頂いたように佐賀県では有田町だけ、私はそれは知りませんでした。ごめんなさい。そこまで進めては頂いておりますが、私はね、まだまだこの空き家というのは全国的なものじゃありますけど、だからあえてよその町はあんまり参考にせんでも構わんということで申し上げたんですが、とにかく有田を、3月議会で申し上げたように有田を住む町にしてほしい。せいぜい、土地は300万円以内でしかも1,000万か1,500万円で家を建てて、とにかく1,500万以内ぐらいで住める家を有田の町にドンドン造って頂く。金を持っている方は2,000万、3,000万でも構いませんが、いずれにしても有田を住む町にしてほしいという気持ちが強いものですから是非とも今町長からもご答弁頂いたように積極的に一つこの制度の趣旨を。特に、今年2023年の1月号の広報を見ておりましたら、5年間延長しますと書いてあります。1月号にそれを載せては遅すぎるんですよ、なぜかと言えば1月1日現在で、その土地の家がどうなっているかもし建っておれば1月2日に解体されても1月1日現在に家が建っておれば、1月1日現在、1月2日に解体されても1月1日現在の税金で行く、今は従前措置やってますから極端な言い方を申し上げたんですが、1月1日現在の家屋の実態で課税措置が変わりますので、できうれば9月あるいは10月ぐらい、前年度のですよ、前の年の9月か10月ぐらいの広報に徹底的にそういうものを載せて、そして年内に解体を進める。そして新しい1月1日には更地になっているような、なすようなご努力もぜひ広報掲載等ご注意頂いて、この制度のさらなる推進徹底をお願い申し上げて、私の一般質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

〔今泉藤一郎議長〕12番議員 池田榮次君の一般質問が終わりました。15分ほど休憩いたします。再開を13時50分といたします。

【休憩13:36】

【再開13:50】

〔今泉藤一郎議長〕再開します。9番議員 原田一宏君。

〔9番 原田一宏君〕議長より許可を得ましたので、9番 原田一宏、通告に従い一般質問をさせていただきます。私は、1. 道路整備に伴う交通問題について。2. 新型コロナ対策についての2点について質問をいたします。まず、1. 道路整備に伴う交通問題についてですが、建設課の方にお尋ねいたします。課長も新しく代わられましたので、今までの課長に負けないような的確な答弁をよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。では、入ります。今年の3月議会で道路整

備について質問した際に、町道南原原宿線は岩盤出現による掘削で少し遅れているが、令和7年度末完成を目指しているとの答弁でした。そこで、町道南原原宿線と国道35号線（有田バイパス）との接続交差点及び県道大木有田線（県道281号線）との接続交差点はどのようなになるかお伺いをいたします。まず、国道との接続からお願いをいたします。

〔今泉藤一郎議長〕 建設課長。

〔館林建設課長〕 それではお答えいたします。南原原宿線の新設改良に伴う交差点計画について、まず国道35号線ですね。国道35号線の武雄方面から佐世保方面に向かつては直進レーンと右折レーンを設置する予定です。あと、国道35号線の逆方向の佐世保方面から武雄方面に向かつては直進左折レーンの1路線を設置し、センターライン付近はゼブラゾーンということで、駐停車禁止のゾーンを設けております。すみません。

〔9番 原田一宏君〕 最初からいきますか。

〔館林建設課長〕 国道35号線の武雄方面から佐世保方面に向かつては直進、あと右折レーンを設けております。国道35号線の佐世保方面から武雄方面に向かいますと、直線左折レーンを設けるようにしております。現在、整備中の南原原宿線から国道35号線に向かつては佐賀県公安委員会との協議の結果、現在のところ一時停止による右左折レーン1本を予定しております。

〔9番 原田一宏君〕 今、最後の方ですね、県道側から国道側へは右左折レーン、一時停止と仰い、答弁されましたけども。この図面で見ますと、横断歩道の予定があるようですが、やはり横断歩道がもう絡んでくると信号を設置した方がよろしいのではないかと思いますけども、信号設置については協議等はされておりますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 建設課長。

〔館林建設課長〕 お答えいたします。現在は、一応、公安委員会の方からの回答として、信号なしの一時停止での回答を頂いておりますけれども、一応、公安委員会の方からのその後の通達で信号機を設置しないというわけではないと。有田町より新規に信号設置の要望を供用開始3年前から協議相談をしてもらう必要があるという回答を頂いております。そこで町としましては、信号機の設置に向けて協議をしてくように考えております。

〔9番 原田一宏君〕 是非ですね、なんでかと申しますと、ここ佐世保方面、それで右折レーン、それでない場合どうしても渋滞が発生すると思われま。これはもう誰が見ても明らかだと思いますので、やはり信号設置でなおかつ、通学路等でもあるでしょうし、そこら辺を絡めてですね町の方から公安委員会の方に要望をどんどんかけてほしいと思っております。やはりなんですか、

後で言いますけど、トラック等も利用すると思われますし、そうするとやはり信号によって車線、規制をかけたりしなきゃならないと思いますのでそこら辺はよろしく願います。続きまして、後の質問にも絡みますけど、次、反対側ですね、今の県道大木有田線との接続交差点、これは外尾山交差点ですけども、ここはどのように車線等なりますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕建設課長。

〔館林建設課長〕お答えいたします。現在、整備中の南原原宿線から原宿交差点に向かいますと、右折レーン、直進左折レーンを設置するようにしております。その他の既設の路線につきましては、右折レーンを設けることによって渋滞緩和につなげたいと考えております。こちらは従来通りの信号機の設置で改良が加わってくる形になります。

〔9番 原田一宏君〕確認します。国道から入ってきた場合は右折車線と直進左折車線、逆に県道からの接続は同じく右折と直進左折車線、ここですね、ここも通学路になっておりますので、そこら辺はやはり今現在と同じように信号を設置してと言われましたけど、歩道の方はどのようになりますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕建設課長。

〔館林建設課長〕お答えいたします。歩道につきましては、現在の図面の上下方向になりますけども、下の方には少しゼブラ、縞模様が入っておりますけども、歩道につきましては、幅員を2.5mの幅員で、そうですね、東西方向に設置し、さらに新設の南原原宿線につきましては、両側に2.5mの歩道を設置するように計画しております。

〔9番 原田一宏君〕やはり先ほどの5番議員さんの質問でもありましたけども、やはり通学路、子どもたちの安心安全を見守る上ではそういう通学路等の確保も、安全な通学路の確保が必要ですので、そこら辺はよろしく願いをいたします。それでですね、今回の補正でですね、社会資本整備総合交付金事業がマイナスの6,541万9,000円のマイナスとなり、国庫支出が3,490万、地方債が2,965万円、一般財源167万9,000円と減額されておりますが、この理由は何かありますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕建設課長。

〔館林建設課長〕理由につきましては、要望額に対する内示率が低かったということになります。ちょっと原因究明については、ほかの近隣の市町村とかいう部分にも尋ねましたが、やはり大幅にちょっと内示率が落ちているということだけは、パーセンテージは定かではありませんけども、大幅に落ちたということだけは聞いております。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕議員ご指摘の件でございますが、国の方にも我々春と秋、首長、要望活動に行っております。真面目に行けば今まで予算配分もしっかりして頂いたんですけども、今回は本当に全体的にちょっと落ちているということで、私も県の方にも掛け合ったりもしましたが、やはり全体的に厳しめだったということです。我々も春と秋しっかり行っているんで、そういったところはきちんと評価して頂きたいということは強く要望してまいります。

〔9番 原田一宏君〕ぜひですね、コロナ等で多額の予算を国の方も使われているでしょうけど、やはりこういうインフラ整備は将来に向かって必要なことですので、やはり町からもドンドン要望を上げてほしいと思います。そして、ちょっと戻りますけども、この国道から、国道へつなぐ南原宿線のここは今のところ突き当りですけども、以前ですね、町道南原宿線から南原工業用地への接続も予定しているという話もあったように記憶しておりますが、その点はどのような計画になっておりますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕建設課長。

〔館林建設課長〕お答えいたします。今現在のところ南原工業団地へのアクセス道路につきましては、昨年度に交通量の、交通解析等を行い、交差点計画予備設計によるルート検討を現在も行っている途中になります。ただ、その中で一応先程、国道35号線と南原宿線のタッチをT字路の交差点形状でご説明いたしましたけども、そこに南原工業団地へのアクセス道路をぶつけて十字路の交差点を計画することによって利便性、安全性を考慮して道路計画をということで現在のところ、公安委員会、まずは公安委員会の回答が頂かないとちょっと協議を進められないものですから、今協議中ですけども、一応、国道の方にも一応打診はして、こういう十字路の交差点を是非作りたいということでお話をしたところ交通安全上、元々上海飯店横のT字路の交差点を予定されていたので逆に良い方向になるということで、そちらの方の十字路の方で進めることはやぶさかではないということ言われているような状況です。

〔9番 原田一宏君〕ぜひですね、南原工業団地、そこへつなぐ、すっとつなげればやはり団地の進出という点でも大きなプラスになると思いますので、ぜひそこの方は国道事務所等と公安委員会と折衝を続けてほしいと思います。続きまして、2番目ですけども、県道281号有田大木線と県道344号伊万里有田線の交差する外尾山交差点ですが、現在の渋滞状況ですが、現在外尾山ロータリーでは県道344号の、これですね、有田駅方面から来た車道だけに直進と右折のレーンが設けられており、他の車道には右折レーンが設置されていない状況です。こういう具合にで

すね。各方向右折車線があるために結構渋滞が発生し、赤信号でも右折していく車両が多いようです。どうかしたら赤で直進する車両もあります。この点、役場としまして、渋滞の状況の現状の確認把握はされておりますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕建設課長。

〔館林建設課長〕お答えいたします。現在の状況としましては、私もこちらの近辺に住んでおりますので、ちょっと状況として県道伊万里有田線の南原側より有田駅方面に向かっての走行する場合ということで、今、写真が出てますけども、この走行する車の右折レーンがないためにやはり右折の車両が数台並んでしまうと後続の直進する車両がまったく進めない状態になって時間帯によっては有田ケーブルネットワークさん近くまで、付近までつながってしまったりしているような状況をよくよく時間帯、帰りの時間帯とか、そういった時間帯特につながっているように思っております。

〔9番 原田一宏君〕今、課長も言われましたけども、朝、当庁される際はここ、矢印でいきますと、このように右折して行かれます。どうかした場合、やはり皆さん一緒ですけども。行かれん、行かれんということで、顔が変わられる方も結構いらっしゃいます。課長がそういうことがありますけども、やはりそういう把握しておられるということは、やはりこの渋滞問題も解決に向けて何らかの方法が取られるんじゃないかと期待をします。朝、子どもたちの登下校時に特に渋滞が酷く、スーパー、こちらのここにもありますけども、こういうとか、スーパーさん、商業施設に納品搬入のトラックも多くて、交差点ではこのバスの後ろにもトラックありますけども、見通しが悪くドライバーもイライラが募ったり、交差点の中で停車せざるを得ない車両もあります。そこで、この町道南原原宿線が開通した後の渋滞、今さっき言いましたような、このような画面のような状況を踏まえれば開通した後もこの渋滞の予想というものは誰でも簡単に想像できると思います。国道へ行くには南原原宿線を利用した方がいいですし、こっちでいいですと、黒牟田応法方面からだと言っ直ぐ行けば南原原宿線を通して国道へつながります。逆も然りで国道から町道南原原宿線に入った方が利便性もよろしいですし、観光客にも案内がしやすいと思います。このような予測状況から交通量の増加ははっきりしているのではないかと思います。この件、町として開通した場合どのように予想はされておりますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕建設課長。

〔館林建設課長〕お答えいたします。議員さんが仰られるとおり、国道35号線から南原原宿線を通して、伊万里有田線への直接アクセスが可能となることによって、外尾山の交差点については渋

滞が予想しております。渋滞が予想されます。その中において、現在、整備中の伊万里有田地域の道路ネットワーク最重要路線というか、セラミックロードですね、そちらの方の開通が今現在のところ伊万里有田共立病院までが昨年の3月に開通しております。その後将来的にはご存じかと思えますけども、伊万里駅の方につながっていくようになります。そうなってくると伊万里方面からの往来も増えてくるのでかなりの渋滞が発生することと考えております。あと、合わせてこの新設道路の開通によって有田内山地区内を通過している、先程の貨物車、大型の貨物輸送車関係が国道、武雄方面から、国道35号線を通ってそこから今回の路線を通って外尾山交差点の方に入ってくることが予測されますので、そういった車両の増加も見込まれます。また、この交差点の周辺には先程議員さんの方からもありましたように、商業施設、アリタセラとか、商業施設、観光施設などがあることから、開通することによって物、情報の交流と経済活動を促進させることとなり、この交差点がさらに交通量を増していくことも見込まれます。以上のようなことを想定しております。

〔9番 原田一宏君〕次、4番にいきますけども、今、言われたようなことが予想される。この渋滞回避の対策として、これは県道と国道の方はちょっと置いておきまして、この外尾山交差点の渋滞を考えますと県との調整がやはり必要になってきます。まず、現在の渋滞回避策を立てなければ開通後、更なる渋滞を引き起こすとはもう明確なことでございますし、そこでこの現在の渋滞対策について案ですけども、どのように考えていらっしゃるかちょっとお伺いします。例として、矢印とか、信号の右折矢印とかそういうのありますけど、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕建設課長。

〔館林建設課長〕お答えいたします。外尾山交差点の渋滞回避に向けた対策としましては、まず、渋滞状況、現状を把握するために一定の時間ごとの交通量調査ですね、を実施し、さらに広域的な道路交通網を含めた将来交通量の推計解析をしていく必要があると考えております。また、現在の交差点形状においては、交差点内のほかの交差点に比べて広いようになっております。ちょっと形的には通常は十字路なんですけど、X状の形で広いため、多くの車両が交差点に滞留することになり、ちょっと安全性を欠く状態になっております。また、横断歩道についても写真見て頂くように通常の横断歩道に比べて倍近く長くなっていることから歩行者の横断時間も長くなり、さらには通行車両の渋滞にも引き起こす要因ともなっているため、交差点の改良の計画を進めていくことが必要ではないかと思われまます。以上のようなことのほかにもこの交差点の関わる問題、

課題等があると思いますが、渋滞の解消に向けて道路管理者は当然県でありますけども、主体と
なれますけども、県だけではなく、町も一緒になって基礎的な調査改良の計画などについて協
力体制を強化して事業化に向けて取り組む必要があると考えております。

〔9番 原田一宏君〕 次の質問の答えまで、毎回言いますが、また今回の課長も次の質問の答えまで
言って頂きまして、今、どう言おうかとちょっと迷っておりますけど。

〔今泉藤一郎議長〕 町長。

〔松尾町長〕 今、課長から答弁したような内容で進んでおりますが、今年の、今年度の4月に改めて
県庁に挨拶行った時にも、部長さんの方にもしっかりとこの件も話しております。また、原田県
議にもご相談しながらしっかりと私も毎日夕方の渋滞は大変肌身で感じておりますし、よく本当
に事故が起こらないなというぐらいの時もありますので、そういったことも含めてしっかりと県、
そしてまた繋いだところの国道のこともですね、国道事務所としっかりと相談しながら事故のない
道路を造っていきたいと思います。

〔9番 原田一宏君〕 今、町長並びに、そして課長の方から説明ありました。やはり開通後というの
はもっと渋滞が発生すると考えられますので、でも開通してからでは遅いんです。やはり開通前
には課長言われましたように現状の交通渋滞の把握、時間帯とか、交通量、そういう状況を把握
してそれを、それが実際対策を打ちながら、そしてなおかつ開通した場合どうなったか、だから
どうしなきゃいけないという場合のやはり2本立て、3本立ての対策を講じながら進めていかな
ければならないと思います。私が考えたのは、信号に右折の矢印を設置したりとか、信号の時間
差、どっちかを長くあれすとか、それとか、あと車線を増やすとか、右折車線を増やすとか、
そこら辺が改善必要ではないかと思っておりますけども。もし、その拡幅、道路を拡幅する場合にはで
すね、それに伴う用地確保が必要になってきたり、地権者との協議、また、そして県との協議、
調整、意見交換なども必要になってきます。やはり道は造ったが、その後はそっちは県道だから
とか、そっちは国道だからではなく、やはりさっき言われたように、町長言われたように、県、
国と一緒に協力してこの渋滞問題を解決して欲しいと思います。そこら辺本当、現
在も渋滞している状況ですので、この解消に向けて力を合わせてやって欲しいと思います。
では、次、新型コロナ対策ですけども、まず、ワクチンの接種率をお伺いしますが、前回質問し
た際に、5歳から11歳までの接種率とか、18歳以上とか、65歳以上の高齢者の接種率をお
伺いしましたが、その点どのようになっておりますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 健康福祉課長。

〔川崎健康福祉課長〕 お答えいたします。今年度のワクチン接種につきましては、秋から冬、9月から12月にかけて、年1回接種を行うこととなっております。ただし、重症化リスクの高い方については、春から夏にかけて前倒ししてさらに1回接種を行うこととなりました。現在、5月8日から春夏接種を実施しております。こちらの対象者は先ほど申しましたように重症化リスクの高い方、65歳以上の方、基礎疾患を有する方、医療従事者などで、町内7つの医療機関で実施を頂いております。5月28日時点でのこの春夏接種の接種率をちょっと申し上げます。全人口ベースでは6.8%、こちらは県内8位の数値になります。また高齢者65歳以上こちらが17.8%、県内10位の率になります。また、5歳から11歳の小児及び6ヶ月から4歳までの乳幼児については、昨年度から引き続き、初回接種及び追加接種を行っております。こちらの方は県内でも1番の接種率となっております。ちなみに小児、5歳から11歳の率は15.6%、県内1位。乳幼児6ヶ月から4歳、こちら4.91%、こちらも県内1位の数値となっております。以上です。

〔9番 原田一宏君〕 この子どもの方は1位ということでしたけども。全人口ベース及び高齢者の方が前回の発表よりも県内第何位というのがちょっと下がっているように思いますが、この原因というか、県民の方でもうよかろうもんと思っていらっしゃる方が多いのか、何かそこら辺の原因というのはありますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 健康福祉課長。

〔川崎健康福祉課長〕 これまでは1日接種する人数を増やすようにと集団接種を推奨する方針が国から強く示されておりました。しかしながら5月から始まった春夏接種につきましては、個別接種体制で進めていくようにとの指導がっております。この方針に従って医師会との協議の結果、5月から8月までの間に希望される方全員が接種を受けられ、かつ医療機関の負担が一時期に重ならないように計画的に進めているため、有田町の接種率の伸び上がりが今までに比べて少しちょっとゆっくりなペースではありますけれども、現在1日の接種枠70人程度となっておりますが、現在は6月24日までの予約はもう既に全部埋まっている状態であり、接種は順調に進んでいるものと認識しております。以上です。

〔9番 原田一宏君〕 わかりました。続きまして、2番、2類から5類、コロナの感染症の位置づけが2類から5類へと感染症法上の位置づけが移行しましたけども、主な変更点というものをお示し頂けないでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 健康福祉課長。

〔川崎健康福祉課長〕新型コロナウイルス感染症への対応について、これまでは新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症法、予防接種法、検疫法等に基づき新型インフルエンザ等感染症いわゆる2類感染症から5類感染症に位置づけられたことになり、これまでの法律に基づき行政が様々な要請関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、皆様の自主的な取り組みを基本とする対応に転換をされました。主な変更点は次の5点になります。1つ目、患者の発生動向の把握について、毎日の全数把握公表から定点医療機関からの報告に基づき、週1回の公表へ変更となっております。2つ目、医療提供体制について、限られた医療機関による特別な対応から幅広い医療機関による自立的な対応に移行されております。3つ目、患者等への対応について、5類移行に伴い、感染症法に基づく入院措置、勧告、外出自粛要請といった私権権限がなくなっております。4つ目、マスクの着用をはじめとする基本的な感染対策については、個人や事業者の判断に委ねることが基本となっております。5つ目、ワクチン接種について特例臨時接種として今年度は引き続き自己負担なく接種が実施されます。以上の5点となります。

〔9番 原田一宏君〕最後のワクチン接種ですけれども、来年以降の予定というものはどのようになりますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕健康福祉課長。

〔川崎健康福祉課長〕来年度以降の予定ということですが、国の方から今後の具体的な指針等はまだ出ておりません。今後の感染状況等を踏まえ判断をされるものと思っております。

〔9番 原田一宏君〕分かった場合は速やかに周知の方をお願いします。それですと、この2類から5類へ引き下げられて町民の皆さんからも自己負担が増えるのではないかという問い合わせがありましたので、自己負担の変更、公費負担がなくなるとか、そこら辺を含めてちょっと検査であったり、診療であったり、薬であったり、入院とかいろいろ今までコロナ感染でずっと自己負担をせずに公費負担であったのがどのようなになるのか、ちょっとそこら辺の説明をお願いしたいと思いますが。

〔今泉藤一郎議長〕健康福祉課長。

〔川崎健康福祉課長〕有症状者等の検査費用はこれまで公費で負担をしていましたが、検査キッドの普及や他疾患との公平性を踏まえ、公費支援は終了となります。終了となり自己負担となります。しかしながら高齢者施設等のクラスター対策は支援が継続となっております。また、外来医療費、こちらが治療薬、解熱剤等を含む外来医療費につきましては、自己負担分は公費支援、これまでは公費支援でしたが、高額な治療薬の費用を除き、自己負担に変更となります。また、入

院医療費の自己負担分、こちらもこれまで公費支援でしたけれども、こちらの方は一定期間、一部が公費支援となります。以上です。

〔9番 原田一宏君〕今お聞きしている限り、ほとんど自己負担ということですね。それで先ほどもちょっと出ましたけども、療養期間の考え方から、コロナ、今までの場合は健康観察というものがありましたけども、それはどうなりますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕健康福祉課長。

〔川崎健康福祉課長〕こちらがこれまで原則として感染者は7日間、濃厚接触者は5日間、こちらは法律に基づく外出の自粛が求められておりました。しかしながら5類以降は隔離措置が終了をし、外出の自粛要請はなくなります。しかしながら感染者は発症後、5日を経過し、かつ症状軽快から24時間を経過するまでの間は外出を控えることが推奨をされております。

〔9番 原田一宏君〕推奨ですね。あとちょっと個別でお聞きしますけども、パルスオキシメーター、これ貸与されてましたけども、これはどのようになっておりますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕健康福祉課長。

〔川崎健康福祉課長〕パルスオキシメーターにつきましては、町において10台貸出できる体制を整えており、町内医師からの貸出要請に基づき、貸出するようにしております。しかしながら、状況によっては個人からの要請にも対応する予定でおります。5月7日までは県からの貸出がございましたので、町からの貸出実績はございません。しかしながら5月8日から県の貸出が無くなりますので、今後ニーズが発生するものと思っております。

〔9番 原田一宏君〕後ですね、公費による食料品等の配達がありましたけどもこの点はどのようになりますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕健康福祉課長。

〔川崎健康福祉課長〕5月7日までは新型コロナウイルス感染症生活支援事業として、保健所から自宅待機を求められている世帯に対して、食料品や日用品の買い物代行などの支援を行ってまいりました。5類に移行した5月8日以降もひとり暮らしや世帯全員が感染している場合で食料品の調達が困難な方につきましては、今年度も引き続き支援していく予定でおります。

〔9番 原田一宏君〕あと、最後ですけど、相談窓口のコロナ専用ダイヤルというのは、これは窓口はどのようになりますか。

〔今泉藤一郎議長〕健康福祉課長。

〔川崎健康福祉課長〕県の受診相談センターは引き続き設置されており、専用のダイヤルがございま

す。こちらの方、24時間対応で対応をされます。また、同センターで新型コロナの後遺症等の相談も対応をされております。

〔9番 原田一宏君〕ありがとうございます。今ずっと2類から5類への移行による対応等を聞きましたけども、役場の対応というものはどのようなになっているか、ちょっとお伺いをいたします。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔木寺総務課長〕役場の対応についてお答えいたします。5月8日からの5類以降に伴って5月7日の日に町の対策本部を廃止をいたしました。役場庁舎内の対応としましては、職員のマスク着用につきましては、原則自己判断、窓口業務についてはマスク着用を推奨という形で現在至っております。パーティションの設置につきましては、原則撤去、ただし、所属課長の判断で設置の継続は妨げないということでしております。消毒液の設置は施設の入り口にのみに限って設置を継続、体温計測、窓口や相談所の消毒については5月7日をもって終了をしております。ただ、感染防止の5つの基本ということで、厚生労働省のアドバイザリーボードに示されておりますけども、この体調不安がある場合の受診でありますとか、自宅での療養とか、マスクの着用、換気、3密の回避等の5つの基本は継続して感染防止を行うということで現在に至っております。

〔9番 原田一宏君〕今、言われたように5月8日以降いろんなものが撤去されたりとか、改善されてきておりますけども、また、最近ちょっと出てきて、体育祭で出たとかそういう話も聞きますので、対応の程よろしく願いして体育祭と言いましたけども、学校の方はどのように対応されておりますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕教育長。

〔栗山教育長〕お答えしたいと思います。5月8日付で、教育長名と校長名を併記しまして、保護者の方に文書を配布しております。各学校ですね。その中で見直しのポイントとしてはマスクの着用のこと、これは個人の判断でということを出しております。それと隔離期間といいますか、待機期間を5日間というふうなこと、それから濃厚接触者としての特定はないという、そこが見直しのポイントということを出させて頂いております。先程もありましたようにウイルスがなくなったわけではございませんので、やはり家庭でもしっかり気を付けて頂きたいということで、子どもたちの健康状態、特に今プールの時期でもありますので体温等の検温等をしっかりして頂きたいというふうなこと。それから、学校では換気そういったこと。それから手洗い手指消毒、咳エチケットの指導、マスクについても状況に応じてたくさん集まったりとか、少し感染が出てきたということになったらまたそこは少し付けた方がいいんじゃないかなという判断があればそこ

は指導していきたいというふうに思っております。いずれにしろ子どもたちの安心安全を守ることは大事なことで思っておりますので、状況を見ながらしっかりと判断をしていきたいというふうに考えております。

〔9番 原田一宏君〕やはり臨機応変の対応をしていかないと、もう外していいよじゃなくて、ちょっと出てきたらマスクをもう1回ちょっと付けた方がいいよとか、そこら辺の臨機応変の対応をよろしくお願いします。最後の質問ですが、このコロナによる町民の周知ですけども、どのようにコロナ感染について、どのようにされておりますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕健康福祉課長。

〔川崎健康福祉課長〕5類に移行して変わることについては、町のホームページから詳細が掲載されている県のホームページにリンクを貼って情報提供をしております。また、5月末には、県及び伊西地区内においても感染者が若干増加しているように思われましたので、感染した場合の療養と町民の皆様にご協力頂きたいことのチラシを全戸配布をしております。またワクチン接種につきましても全戸チラシやホームページなどで周知をしているところです。

〔9番 原田一宏君〕今、課長が言われたのがこのチラシですけどもこれが4月1日付、これが5月31日付の、これは全戸配布の資料、これを言われていると思いますけども。2類から5類へ変わった、町民さんへもよく理解されていらっしゃる方がいらっしゃいますので、自己負担等のどこがどう変わったという変更点の周知はできないでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕健康福祉課長。

〔川崎健康福祉課長〕議員仰るように町民の方に周知をしたいと思います。ちょっと可能であれば6月中旬の全戸配布で周知をしたいと思っております。

〔9番 原田一宏君〕中旬？

〔川崎健康福祉課長〕6月中旬。

〔9番 原田一宏君〕よろしくお願いします。町民さんが見て分かりやすいチラシでの周知をよろしくお願いします。最後にコロナ感染症の減少と反比例しまして、熱中症が多くなってきております。その意味で熱中症対策が必要になってきますが、どのような対策を考えているかお伺いしようと思いましたが、明日の11番議員さんより、鋭い質問があるようですので、ここは11番議員さんにお任せするといたしまして、私の一般質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

〔今泉藤一郎議長〕9番議員、原田一宏君の一般質問が終わりました。10分間休憩いたします。再

開を14時45分といたします。

【休憩14：33】

【再開14：45】

〔今泉藤一郎議長〕再開します。7番議員 手塚英樹君。

〔7番 手塚英樹君〕議長の許可を頂きましたので、7番 手塚英樹、一般質問をさせていただきます。

私の今回の一般質問の題目といたしまして、2点お願いしたいと思っております。通年観光について。もう一つは、有田焼の海外市場開拓について、この2点でございます。よろしくお願いいたしますと思います。まずは、通年観光についての1番の質問の方に入らせて頂きます。今年、陶器市も雨で昨年に比べると来客数は減少したという発表がありましたけれども、115万人もの来客があり、またコロナも2類から5類に移行するということはいよいよ通年観光楽しんでもらえる有田町にブラッシュアップしていかなければならないというふうに思っております。その中で抱える問題の中をいくつか今回は取り上げさせて頂きました。まず、通信インフラの整備ということであります。この問題はなぜ出したかといいますと、2点ほど今回の陶器市の中で感じたこと、具体的な問題が起きたこと、それぞれを具体的に出させて頂きまして、ぜひその整備、公共Wi-Fiの設置までいけたらいいなというふうな形で質問をさせていただきます。今年の陶器市で雨ではありましたが、29日、3日、5日大変お客様が混み合っておりまして、ちょうど札ノ辻界限、佐賀銀行の跡地の辺りから人が大変多かったよう私自身は思っているわけですが、その間に11時から14時のほんの短い間ではありましたが、QR決済のペイペイの決済ができない時間帯が、この時間帯の中にいくつか発生いたしました。これはレジに4～5人並んでいらっしゃると最初の方はQRコードのペイペイで決済ができて、ペイペイという決済の音が出るわけですが、次、2番目の方がなさったら決済ができない。なんでだろうと。今までずっとほかの店でもできたのにできなくなっているというふうな感じで仕方なくクレジットカードで決済をする。じゃあ3番目の方がされるとスッと通るわけですね。何ともなしにペイペイという形で。全員がなるわけではなくて、並んでいらっしゃる方の何人かが上手く通らない、通るというこんな不思議な現象は今まで初めてでありました。実は去年の陶器市から大変ペイペイでのQR決済される方達が大変増えておりまして、大体、1万円以下ぐらいでしたら、私どもでいくとペイペイというか、QR決済が多かったんですね。この現象は何でこんなことが起きたんだろうというふうに、素人なりに考えていきますと、この有田町の陶器市の時の今まで予測して

なかったような人たちが全部スマホをもって動いていたことがひょっとしたら、私分かりませんけれども、地上に立っているアンテナのところで通信接続会社がどれがどうなのかはわかりませんけれども、どれかが上手く反応しなくてキャパを越えてたのではなかろうかというような現象が起きました。これからこういうことがあってはいけませんし、これがたまたまこの時間帯だけで終わったような感じで、ちょっとご近所確認しましたらそれほどそういうことの現象が起きていなかったということもありましたんですけども、そういう現象が起きてきたと。これについてはちょっと今後のこともあるので、こういうふうなものに対しての対応はどういうふうにすればいいのかなというのが一つです。もう１点は、たまたま商工観光課の方からご依頼がありまして、ドイツのデュッセルドルフから陶器市を経験したいということで、約１０日間陶器市に関わりながら準備からお手伝いをして頂くということで、うちの方で陶器市の方に関わって頂いたんですけども、その方と約１０日間いろいろな話をしながら陶器市のお手伝いをしてもらいながら、または町内を回って行かれたりして感じられたことが、なかなか上手く通信、自分がWi-Fiをやりたいけどポイントが分からない。せっかく教えてもらってもう次の場所に行くともたパスワードが変わってきているということで、なかなか上手くいかないということで大変やりたいことができなかったというところがご本人の話の中でちょっと今からお客さんが見えになれるのであればそういうところをしっかりと作るべきじゃないだろうかという話がございました。私はこの２点を解決するのには公共のWi-Fiを使って、例えば、例えばなんですけども、先程言いました、アンテナにキャパ以上のスマホの数があって限界を超えているならば一部を公共Wi-Fiの方に取るような形をすればなんとかそのような決済の遅れというのがなくなるのではなかろうかというふうに思っております。この辺について私は技術的に強いわけではございませんので、こんな感じに、こんな感じで、町中がWi-Fiでつながって商店街、少しお店だけではなくて広い範囲で使えるような形の公共Wi-Fiができればどうだろうかというふうに思いまして今回の質問をさせていただきますけれども、いかがでございましょうか。

〔今泉藤一郎議長〕まちづくり課長。

〔吉永まちづくり課長〕公共Wi-Fiの件の質問になるかと思いますが、現在、有田町では公共施設を中心にW2社のSNS認証を使用した公衆無線LANサービスの方を町内１０箇所にアクセスポイントを設置して行っております。インターネットのアクセスにSNS認証が必要なため、ひと手間必要な面もありますが、その分セキュリティ面、アクセス集中時の不具合等が比較的少ない状態で安価な費用で運用できております。無線LANのWi-Fiの特性上ですね、

広範囲をカバーするのが非常に難しくあります。このためですね、広範囲をカバーするとなるとかなりの数のアクセスポイントを設置しないと面的にカバーすることができません。ちょうど、今ディスプレイの方に表示されているような形の割と狭い範囲だとある程度のアクセスポイント数でいけるんですけど、例えば有田町の内山地区を全面をやるとなるとそれぞれお店にですね設置していく必要もございまして、それなりの御協力もして頂かないと難しいという面もございまして。また、今、家庭用の無線LANの方が普及しておりまして、これ同じ2.4ギガヘルツ帯の電波の方を使っていることが多くございまして、当然混信の可能性がありますので、この辺りの調査もしっかりしないと電波を拾っても接続できないということが起こります。こういった形で町が広範囲の面的なWi-Fiの整備をするとなるとちょっと技術面、あと費用面で非常に難しい状態になると思います。ただ、現在役場の方で運用している公衆無線LANサービスにつきましては、導入から8年を経過し、見直しを検討する時期にきていると考えておりますので、今後は面的な整備は難しいと思いますが、難しいので、観光客等も利用も想定した上で公共施設の新設や改修を行う中で利用状況に応じたWi-Fiの整備を行っていく予定としております。

〔7番 手塚英樹君〕今の形でいくと、この絵に描いた、これはバッファローというメーカーの分のこんなものができますよという形のものを outs せて頂いたんですけども、なかなかこれを商店街全体にするというのはなかなか厳しいということだろうと思うんですけども、だから、今は4Gというんですかね、5G、6Gというふうな形で上がっていくと、こんな形まではなかなかならないものなんですかね。

〔今泉藤一郎議長〕まちづくり課長。

〔吉永まちづくり課長〕先程のですね、議員さんが仰られた多分ペイペイのですね、障害はあくまでも私的な感想になりますけど、多分通信のキャリアさんによるキャパオーバーではないのかなと思います。今、例えばドコモさんとか、auさん、ソフトバンクさん、楽天モバイルさん以外にもそれぞれ「MVNO」という格安SIMと呼ばれる通信環境がありまして、こちらの方が意外とバックボーンが結構貧弱な回線で運用する場合がありますので、ひょっとしたらそういったところをお使いのお客さんの方のインターネット環境が非常にビジーな状況に陥ったのではないかなというふうに感じます。実際、私もですね、3日の日と5日の日に、ちょっと内山地区の方をいろいろとウロウロしていたんですけど、その時にもやはり12時前後に通信環境が非常に悪い状況がありましたので、多分そういった環境で起こったのではないかなと思います。当然ですね、Wi-Fiで整備したとしてもそこに耐えうるだけの整備をしないと、なかなかこの環境を

改善するのは難しいのではないかと思います。ただ、今後、今の都市部が中心になりますけど、5Gというのが進んできておりまして、こちらの方はどちらかというと大容量の高速な回線になります。こうなってくるとインターネットの環境も改善していくとは思われますが、ただ、5Gの場合が電波の周波数体系が高くて、非常に直進性が高いために狭い範囲でしかカバーできないという問題がありますので、この辺りはちょっと通信のキャリアさんがアンテナをちょっといっぱい立てて頂く必要があるのかというふうに思っております。以上です。

〔7番 手塚英樹君〕という形で行くとなかなか我々が今、私が最初にお話させて頂いたような形のこういう絵面が町中に出来上がるというのはちょっと望まない方がいい、望めないという形で考えておいた方がいいということでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕まちづくり課長。

〔吉永まちづくり課長〕例えば公共施設内を同じような感じで例えば全域をカバーするといったことは、ここに書いてある図の同じような状況になりますのでそれは可能だと思いますけど、ちょっとある程度の広い範囲を全域的にカバーするとなるとちょっと難しいと思います。

〔7番 手塚英樹君〕そういうことでいけば、例えば今現実にあります有田観光協会とか、そういうところら辺が5Gなどを入れていかれると大容量の形のものが十分に取れていき観光客の方もそちらの方のWi-Fiを使っただけかという形でお勧めすることになるということでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕まちづくり課長。

〔吉永まちづくり課長〕ちょっと5Gは、あくまでもローカル5Gというものもありますけど、それはちょっとまた別問題でして、例えば観光協会の施設さん内にですね、全域をカバーするような形でWi-Fiの方を設置して、その時はある程度のアクセスに耐えられるような設計をして、またコントロールをしながら運用すれば一部そちらに逃がすことで対応は可能かと思います。

〔7番 手塚英樹君〕今日の、今回の一般質問の中の4番議員さんの方から佐賀銀行の跡地のところの話がちょっとありましたけども、いずれあそこに建物が建つだろうというふうに思うわけですが、この中にもWi-Fiの環境を是非作って頂きたいというふうに思うんですけども、その辺りについてはいかがでございますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕まちづくり課長。

〔吉永まちづくり課長〕今後は当然、公共施設内にもインフラとしてこういったインターネット環境が必要不可欠かと思いますので、そこは十分検討しながら進めていきたいと思っております。

〔7番 手塚英樹君〕町長いかがですか。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕議員ご指摘のとおり、やはり私も公共的なところにはW i - F i 必要だなと思っており
ます。4番議員の質問のこともありましたけども、やはりあそこには観光の拠点でもありますけど、私は文化交流の拠点となるような場所を作りたいと思っております。地域の方とかいろんな海外からお見えになれる方の交流の場所と思っておりますので、そういった時にやはりW i - F i がつながらないというのは非常に厳しいところがあると思いますので、今後、課長も申したように、今後は公共施設にはW i - F i があって当たり前前の時代だと思ってますので、そこは今後の設置状況に関してはその方向で進めてまいります。

〔7番 手塚英樹君〕ぜひそのような形で進めて頂きたいと思います。今日も手のひら役場という話
ありましたけども、手のひら観光というのは皆さんの今のスタイルでありますので、その辺りを
十分カバーできる有田町でないちょっと観光客の方にとってもなかなか歩きづらい町になりま
すので、よろしくお願ひしたいと思います。続きまして、②の方になりますけれども、宿泊設備
の施設の確保ということなんですけども、通年観光でこれは10年、20年近く話が出てきてい
ると思います。日帰り観光から滞在型、宿泊ができるような観光地を目指そうよという話はもう
ずいぶん長くやってきているわけですけども、なかなか現在、今、有田町の方に、有田町の方に
ホテルができるとか、大型の宿泊施設ができるとかいう話はなかなかないわけでありませう
けども。皆さん方、お住いの方で特に移住して来られた方なんかは、この宿泊施設の1つとして民泊、
シェアハウス、そういうふうな形の分を何か考えてみたいという話が耳に入ってきてたり、またご
近所の中の中でもこの家を利用するのに何か良い方法がないかなという話の中の一つとして民泊
の話が出てまいります。じゃあその民泊というのは、現在なかなかどのような形でどうやってい
けばいいのか、この話がなって10数年、10年ぐらいになるかと思いますが、一時期イ
ンバウンドが大変増えて民泊の規制をしなければならないというふうな形で、この辺の規制も随
分変わったように聞いております。特に全く分からないモヤモヤとしたところで民泊ってこんな
もんだらうなってふうに思っている方、また実際に有田でなさってらっしゃる方を傍で
見ながら自分もできるのかなというふうな形を持ってらっしゃる方ももちろんいらっしゃると思
います。そういう意味で民泊に関する勉強会、まずは経営とはどんな形でできるんだらうか、そ
れからまずはスタートしたらちょっとお金がいるよね、どのくらいの形が要るんだらうかとか、
リフォームをするとするとどこまでが必要なんだらうか、もう一つ全く分からないのが、保健所

とか消防署に届け出す法的な届出ものはどんなふうにしたらいいんだろうかという形で、そういうのが全く分からない状態でいろんな話をしているわけですが、そういう意味で民泊経営の講習会、勉強会といいますか、そういうものができないかというふうな形でご質問をさせていただきます。

〔今泉藤一郎議長〕 商工観光課長。

〔堀江商工観光課長〕 お答えいたします。民泊につきましては、宿泊施設不足とか、空き家対策、その解決策の一つとして全国的に注目度が高いというところは私も認識しております。議員ご質問の民泊経営の講習会でございますが、あくまでも一般的、一般論であれば講習会は可能であると考えております。そういたしますのが、平成30年に住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法というのが施行されております。けれどもなかなかケースバイケースによってその対応が異なっており、どうしても詳細となればかなり難しいというところがございます。県の方に確認いたしましたところ、確かに議員が言われますようにですね、民泊を始めようとした場合、各種法令による基準、またはクリアすべき課題というものがあります。民泊の種類、例えばそれが旅館タイプなのか、また住宅宿泊タイプなのか、またイベント時の宿泊タイプなのかによって要件であったり、営業方法も異なっております。さらには家の形、平屋なのか、2階建てなのか、3階建てなのか、あと構造、戸建てなのか、マンションなのか、アパートなのか、それぞれ設備とかそれにもよりまして消防法令をはじめとする各種法令、認可申請手続きなども異なってくるということでございました。このようなことから結果的にはケースバイケースでの個別判断、面談と言いますか、そちらの方にならざるを得ないというケースが多くて可能であれば個々の案件、その状況に応じた個別説明の方がより分かりやすく理解しやすいのではというところで回答の方を頂いておるところでございます。

〔7番 手塚英樹君〕 とりあえずはまず入り口として、こういうことでこんな形でこんなふうになるんですと今言われたような形のもののガイダンス的なところでもいいので、まずは勉強会をスタートしてここにあった分にはどこどこに相談に行けというような形が分かればそれでいいんじゃないかと思うんですけど、そういうふうな形では可能ということよろしいですか。

〔今泉藤一郎議長〕 商工観光課長。

〔堀江商工観光課長〕 確かに議員が言われますとおり、お客様へのサービスの向上ということもございますので、県の協力を得ながらちょっと時期の方はこちらの方で調整したいと思いますけれども、開催できるように努めていきたいと考えてます。

〔7番 手塚英樹君〕ぜひ、この日帰り観光から宿泊ができるような形になりますと、観光業というのはすそ野が広くて1泊して頂くと日帰りの金額の3倍から4倍ぐらいの収入というか、金額が、町内に落ちて全体が回っていくような形になろうかというふうに思います。ぜひとも、とりあえずスタートして、その中から1件でも2件でもお客様を温かく迎えられのお泊りできるような場所ができていくところを夢見ていこうというふうに思いますけど、町長この件についてはいかがですか。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕議員が心配されているようにやはり私としても日帰り客ではなく、やはり泊まって頂けるような場所が必要だと思ってます。ビジネスホテルとかいろんなところをお願いはしますが、やはりどうしても近隣に大きな、大きなというか、中核都市がございます。そちらのビジネスホテルの方に皆さん泊まれるということでどうしても最後の最後でちょっと勇気が出ないということでお話が進まないという状況でした。今、ご提案の民泊というのは可能性があると思います。やはり我々行政がこうというよりは、商工会とかと一緒にしながらぜひ民泊の方もして頂くと、今から、後でお話出てくると思いますが、インバウンドのお客様も多くなっておりますので、そういういったところも含めて前向きに検討していきたいと思います。

〔7番 手塚英樹君〕ぜひそういう勉強会をしながら1件でも2件でも宿泊の場所ができればいいなと思ってます。続きまして、3番目になります。インバウンド誘客に向けた海外戦略はどうなってますかということなんですけども。昨年の10月にコロナの規制を少し緩めて海外からのお客様を入れるという話が全国放送で流れた後、本当に町内に海外からのお客様が来て頂くようになり、また、現在もいろんな国の方からお見えになっておりますけれども、どこにでも全方位型でもちろん来て頂きたいという形が必要であろうかとは思いますが、我々集中的にやっぱり資金を投入するなら投入してインバウンドのお客さんを迎え入れたいというふうに思うわけですが、今現在の海外戦略というのはどのようになっているか教えて頂ければと思います。

〔今泉藤一郎議長〕商工観光課長。

〔堀江商工観光課長〕お答えいたします。昨年度までは確かにコロナの影響もございまして、佐賀県観光連盟のインバウンド説明会というものがございましたけども、これが全て中止になっております。また現地での営業活動も実際できていなかったところがございます。今年はようやく落ち着きを取り戻しておりますので、町と観光協会をはじめ佐賀県観光連盟や九州観光機構、こちらの方は昨年度観光協会の方で新たに加入をしたところなんですけども、そちらによる海外プロモ-

ション事業、それと海外旅行者の誘客研修への参加ですね、そういったことを通じて町への誘客観光情報発信に努めているところでございます。

〔7番 手塚英樹君〕唐津のクルーズ船ですかね、バスで連なってお越し頂けるような話もつい最近あったかというふうに思っておりますし、なかなか有田町単独でやるというのはなかなか難しいので束になって、県、または近隣、できればお隣の長崎県も一緒になったような形でインバウンドの国を何処かに設定しながらお客様来て頂けるようなものを是非作って頂きたいと思えますけれども、町長そのあたりはどうですか。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕今、議員がご意見された長崎と組んでというところと言えば、西九州佐世保広域都市圏というところでいろんな事業もやっておりますので、そういったところも含めて活動していきたいと思えます。やはり佐世保が狙っている国と我々が思っている国が違うかもしれないので、そういったところは出てくるかもしれませんが、やはり「ありったけのうれしいを。」という3市町でも組んでますので、そういったところを含めて我々有田だけっていうのはなかなか厳しいのでしっかりと周りの近隣ともスクラムを組んでいきたいと思っております。やはり私の頭の中でインバウンドをイメージするとなればやはり欧州を特にターゲットとして狙っていきたいと思っております。やはり欧州にはやはり歴史がある国が多く有田の文化の熟成された、成熟した文化等を非常に評価が高いと思っておりますので、そういったところを含めて欧州を展開していきたいと思えます。また、観光協会としまして、九州観光機構というところに入っておりますので、そういった九州全体の中でもやはり有田というのはきちんと考えてもらっておりますので、今度総会もあります。その時に事務局の方ともしっかりとその辺を打合せをしながら今後の議員が仰るようなインバウンドの戦略をしっかり連立して対応していきたいと思っております。

〔7番 手塚英樹君〕是非ともインバウンドの戦略と言いますか、海外戦略大変重要だというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思えます。それとなんですけども、迎える側の商店街として、例えば、例えばクルーズ船が入ってバスが入りますよというのが事前にわかるのであれば何時頃にそういう人たちが入って来られますという告知みたいな形で「ありたさんぽ」のところの今日のお客様みたいな形でもいいので、何時頃お見えになりますと。そういうのが分かれば商店街のところに皆さんにご連絡しながら迎えてくれる温かさを今度こちらの方もいつも閉まっているという言葉が大変多ございますので、その時間帯だけでも店を開けて頂けるような工夫を重ねていかないと、やっぱり上手にいかないと思うんですけども、その辺りはどうでしょう

か。

〔今泉藤一郎議長〕 商工観光課長。

〔堀江商工観光課長〕 先程議員さんの方からですね、クルーズ船ということでご指摘受けたんですけども、クルーズ船につきましては、今年唐津港の方に13隻入る予定で、すでにもう8隻入港済みと、寄港済みということでございました。クルーズ船の入港が再開されたこともありまして、4月、今年入って4月だったんですけども、札ノ辻周辺を私ちょっと見ていたところ、かなりの外国のお客様の方が多くて、私もちょっと尋ねたところ、韓国、フランス、オランダの団体旅行者の方でございました。ただ、その旅行者の方の流れといいますか、行動を見ておりますと、バスの時間のこともあろうかと思えますけども、陶山神社を見られてそのままバスに戻られるということがちょっとあったものですね、なんとか人の流れといいますか、ルートの設定といいますか、そういったものが必要ではないかと感じたところでございます。例えばなんですけども、町並みの方は伝建の沢山ありますので陶山神社に案内を置くとか、左の方真っ直ぐ、上の方もこういったものがありますよとか、小路庵もありますよということで、そこの方で案内できればと考えているところでございます。先程2点目の何時何分に降車ということでございますけども。確かに、そういうふうな情報があるのとなんではやはり対応も違うかなと思っているところでございます。この寄港後の団体旅行者の行程なんですけども、今現在、佐賀県観光連盟であったり、県であったり、旅行会社、かなり旅行会社と会社、ツアーの会社というところはかなり有田に来られる間際にならないとなかなか分からないというところがございすけども、やはりそのような何時、何月何日、有田のどこどこに来られますよという情報を観光協会であったり、各商店さんと情報共有することでおもてなしといいますか、国籍に合った接客対応というものができのかなと思っているので、日程等については、これからちょっと調整をしながら把握に努めたいと思っております。

〔7番 手塚英樹君〕 ぜひその辺りをして頂いて、せっかく来られたお客様が心地よく帰って頂けてまた来たいと思われるような町を作っていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。続きまして、通年観光につきましては、一応以上のような形にさせていただきます。2番目なんですけれども、有田焼の海外市場開拓についてということでお話をさせていただきます。現在、中国への輸出が大変好調であります、次なる海外の市場開拓の計画をもう作っていかないといけないだろうというふうに思います。と言いますのも、中国に確か最初に市場開拓のような形で動いたのは、ジャパンプランド事業かなんかがあった時ではなかったかと思っております、

10数年かかってやっというふうな形で海外の方というか、中国市場の方に焼き物が動き出しているのが今の現状かというふうに思いますけれども、次なる計画があればよろしくお願ひしたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕商工観光課長。

〔堀江商工観光課長〕町自体での海外戦略、海外市場開拓というところは実際まだ計画がないところでございます。先程議員のご質問の中で中国へのまず輸出の件につきましては、確かに佐賀県陶磁器工業協同組合とか、肥前陶磁器商工協同組合へのヒアリング等を行いますけれども、その際、金彩の分ですね。金彩商品の分がなかなか中国からの買い付け等も増加傾向が好調ということは聞いております。海外市場につきまして、海外市場の開拓につきましてなんですが、佐賀県になります、陶磁器の海外市場開拓支援事業といたしまして、台湾市場への販路拡大を計画されているところでございます。その内容になりますが、企画コンペ方式で委託事業者を選定されまして、その選定された委託事業者において陶磁器関係事業者、商社や窯元になりますけれども、大体約10社程度選定されるということになります。ただ、佐賀県内の陶磁器関係事業者ということになりますので、有田焼だけではないと思われませんが、もしそういう町としましても県から要請等、協力依頼等あれば積極的に協力していきたいとは思っています。その他になりますけれども、先月オランダのデルフト市にございますプリンセンホフ博物館の館長が有田町にお見えになりました。話を聞いている中で来年2024年2月から9月にかけて博物館で焼き物の企画展、博覧会を計画していると、展覧会ですね、展覧会を計画しているということでございました。町としましても、有田焼、世界の焼き物、景德鎮もあるということですが、そのイベントを通じてオランダ、欧州、そういったところに有田町、あと有田焼、そういったことの情報発信をしていければというところで考えているところです。

〔7番 手塚英樹君〕なるほど、オランダとのこの話はなかなか私も初めて聞きましたけれども、良いなというふうに思っております、この、いうのが、ロングランで2月から9月までという期間があるということは、多くの方に有田焼を見て頂ける機会が増えることだというふうに思いますので大変良いことだというふうに思いますし、町長も先ほどのお話の中にもありましたように欧州戦略を少し考えていきたいんだという話もありました。この辺りも情報発信しながら姉妹都市マイセンもありますし、その辺りと一緒になりながら広報活動を広げていくというのも今から必要かというふうに思いますけれども、私の方からちょっと提案というのもあれなんですけれども、やっぱり地政学上、最近のきな臭い形でいくと、今上がった2国の間にはなかなか厳しい状況も

見え隠れしているのも現実であります。私は今サッカー協会が、J 1 の中継をインドネシアで、インドネシアの言葉でテレビ中継をなさってらっしゃるという話をテレビを見ながら聞いてきまして、サッカー協会としてもアジアに向けての発信が今大変強く思っていらっしゃるようで、タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシアを第 1 番目に広げていきたい場所だというふうな形で進めていらっしゃるようです。そこで私もちょっと町史を広げて探してみましたら、大正期なんですけれども、少し古いんですが、実はアメリカに輸出している時の輸出量が一番だったんですけれども、2 番目に多かったのがインドネシアなんですね。こういう形で大正 3 年から大正 8 年にかけていきますと、4 倍ぐらいの形で輸出が伸びていくと。これは第一次世界大戦があつてヨーロッパからのいろんな物資が来なくなったところを有田の方が、有田焼き物という形で入っていったということの町史の中に書かれておりましたけれども。そういう意味では歴史的にもその辺には何らかの形が残っているだろうというふうに思われますので。これも新しい形でももちろん欧州の方ももちろん大事なんですけれども、アジアの方も十分に目を置きながら進めていかれたらどうだろうかというふうに思っております。いずれにいたしましても、海外市場を開拓というのは時間がかかるものですので、地道にしかも文化を伝えながらそこで商いができるような形を作っていくというのは大変時間と忍耐がいるところでありますけれども、これを惜しまずにぜひ頑張って頂きたいというふうに思っておりますけれども、町長として最後いかがでいかがでございましょうか。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕有田焼の海外市場開拓ということでございますが、先程、課長が申したとおりであります。やはり性格上、中国とか韓国とかいろんなところもあります。コロナが、今年の 4 月ぐらいから韓国からも非常に 3 件ほどお見えになったりとか、あと、先日も中国のある社長さんとお話をしましたけど、中国もいよいよ動き出すだろうということでお話もあっておりました。昨年 9 月だったと思いますけど、タイの方でも九陶さんの展示物を向こうで展覧会というか、そういう博物館でされた、非常に好評だったということでありました。ぜひタイの方とか、ベトナムの方も県の感覚としても非常によかったので是非有田町としてもされてはどうですかというお話もありました。我々がどうできるかっていうのはやっぱりサポートだと思いますので、そこをしっかりとしながら、アジアに強い商社さんとか、北欧に強い商社さんとかいろんなタイプもおられますので、そういったところと話をしながら我々ができること、あとジュトロさんと組んだりとかいろんなことができると思いますので、やはり今からどうしても人口減少が避けて通れない中でや

はり海外にしっかりと販路を開拓するということは私も大きな事業だと思っておりますので、ちょっといろいろ研究検討をさせて頂きたいと思います。

〔7番 手塚英樹君〕 焦ることではないんですけども、確実に海外に目を向けている有田というのを常に思って頂いて進んで頂ければなというふうに思っております。最後にですけども、先ほど、デュッセルドルフから陶器市を体験したいという女性の方がお見えになって約10日間ほど有田で過ごされたんですけども、帰り際に有田に移住したいとご主人と電話で早速連絡して、どうしようかなというふうな話をして頂けるぐらいに有田が好きになって帰って頂かれましたので、こんな海外から来た方がまた有田に来たい、住んでみたいというような形の気持ちになって頂けただけでもやはり有田陶器市というのはなかなか楽しくて面白かったんだろうなというふうに思っております。こんな形で魅力のある有田は捨てたもんじゃないと、今後とも磨きを上げていって心地よい思いを残しながら有田を思い出としていかれるような観光客をたくさん入れていきたいなというふうに思いますので、皆さん方も、我々も頑張りますので、行政の皆さんも是非ともお力を貸して頂ければというふうに思っております。これでちょうど時間となりましたので一般質問はこれで終わらせて頂きます。

〔今泉藤一郎議長〕 7番議員 手塚英樹君の一般質問が終わりました。以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

【散会 15：25】